

別格官幣社再考―「王政復古」の可視化としての神社創建と列格

波田 永実

はじめに―課題の設定

幕末に幕府の権力、権威が著しく低下し、それに反比例するように天皇、朝廷の権威が急激に上昇したことは周知のとおりである。その象徴的事件と云ってよいのが一八六三（文久三）年に起こった、足利三代木像梟首事件であろう。事件そのものは足利家の菩提寺である等持院に安置されていた足利尊氏、義詮、義満という三代の征夷大將軍の木像の首を切りとり位牌と共に盗み出して、京都六条河原に「逆賊」の罪状をつけてさらしたという、尊攘派による兇戯に等しい政治的プロパガンダに過ぎなかったが、その社会的、思想的、政治的効果は意外に大きかった。なぜなら、それは足利將軍の木像の首であっても、徳川幕府へのあからさまな挑戦とみなされたからである。事件を引き起こしたのは主に、平田派国学の影響を受けた者たちであったが、大國隆正の元門人も含まれていた。事件の後、幕府・京都守護職はより一層尊攘派の取り締まりを強化し、本格

的な幕末の動乱期に突入していく。筆者はこの事件の歴史の意味はもう一つあると考えている。すなわち、倒幕は歴史的に先行した建武新政にならったものであり、倒幕の政治目標が「王政復古」＝「天皇親政」の復活にあることを示したものであったところに意味があったのである。故に、後醍醐天皇・南朝側からみれば「逆賊」である足利三代の木像の首を梟首したわけである。⁽¹⁾

筆者はこれまで「『招魂祭祀』考」→「招魂祭祀の歴史的形成と展開」⁽²⁾において、幕末維新期の激しい闘争の過程で倒幕派の中で「志半ばで無念の死を遂げた同志の浮かばれない魂を呼び寄せこれを慰め、そして革命の成就を誓う招魂祭祀という極めて新奇な葬祭形式」が生み出され、それが招魂社という新たな祭祀施設を生み出し、さらにそれが靖国神社および各地の護国神社へと転化していったプロセスを分析した。その思想的中核をなしていたのが、大國隆正、岡熊臣、福羽美静などの津和野学派であったこと、さらに幕末に「尊皇」の具体的あらわれとして楠公崇拜が流行し、近代以降、倒幕の歴史的に先行した実例としての建武新政・南朝側に焦点が当たり「忠臣顕彰」が起こり、それが後に別格官幣社湊川神社の創建につながっていったことなどを明らかにした。⁽³⁾

本稿では、そうした動きをふまえ、近代神社社格制度において、別格官幣社に位置づけられている諸社の創建と別格、そして別格官幣社と極めて類似した性格をもつ建武新政関係の神社の位置づけに注目してその歴史の意味を考察する。その際、その動向と連動して幕末・維新时期に実現した、「政争に敗れて流罪になった天皇『霊』の京都帰還」にも言及する。それらは、近代初期の宗教政策・神社行政を通して見た天皇制の思想的側面を照射することになるであろう。何故なら、それは本稿で明らかにするように一つの政治的意思の表明に他ならないからである。

その政治的意思とは「王政復古」＝「天皇親政」の復活の「可視化」である。いうまでもないことだが、明

治維新とは「王政復古」であった。それは幕藩体制の否定と同義語であったが、その復古した王政はなぜ、それまでの常態であった院政や摂関制ではなく「天皇親政」であったのだろうか。

「維新に当たって、王政復古の新たな統治原理としての「天皇親政」はスローガン以上の意味をもっていた。それは後醍醐天皇が建武新政で示した「万機を天皇が親裁する政治体制」の復活を意味した。もちろん、一八五二（嘉永五）年生まれの明治天皇は一八六八（慶応四・明治元）年ではまだ一六歳になったかならないかという少年であり、実際に万機を親裁していたとは考えられない。彼を取り巻く公家集団や薩長土肥を中心とした政治勢力が決定したことを明治天皇の意思として政治的にアウトプットしたというのが実態であったと思うが、新政府にはことさらそれを「天皇親政」として打ち出す政治的必然性とその意思があったと考えられる。それは、明治天皇を新たに形成される国民国家の「神聖」な王・元首として強く国民に印象づけ、「帝王」として育てていくことが新政府の急務であり、同時にそれが幕藩体制に取って代わった新政府の「支配の正当性」の明示に他ならなかったからである。本稿における「親政」とはそうした意味合いで用いている。重要なことは、統治者として將軍や大名の存在は認識していても、天皇に対する認知度は低かった当時、「御一新」を実感させ將軍や大名に勝る天皇の絶対的な尊貴性とその意思を「国民」に分かりやすく「可視化」することが必要であった。そのための重要な手段の一つが行幸であり、また別格官幣社の創建と列格であったというのが本稿の仮説である。ただし、行幸については紙幅の関係上、全般的に詳しく分析することは別の機会に譲り、ここでは一八六八年の大坂行幸についてのみふれたい。

本稿では主に別格官幣社を考察の対象とするが、それは湊川神社のように、幕末・維新期の歴史的・政治的文脈の中から近代になって創建されたものと、談山神社や護国神社のようにもともとすでに存在していたもの、あるいは上杉神社のように地元の有志によって祀られていたものが神名と社格を与えられ国家的祭祀を受ける

ようになったものなど起源や列格までの経緯は様々である。いずれにしても、神社は多くの人々が参詣するものであり、近代初期の段階でそれら別格官幣社を實在の人物を「顕彰」するものとして創建、列格することに、「忠君」・「尊皇」を「可視化」したものととして「臣民」の前に提示したことの意味を考えてみたい。そしてそれをふまえて、そうした別格官幣社という社格の創出とそこに列格される神社の相次ぐ創建は、「王政復古」＝明治天皇による「親政」の展開と極めて深い関係を有していたことを明らかにしたい。

〔註〕

(1) 筆者は尊氏が後醍醐天皇と対立したのは幕府の存在を認めるかどうかだけでなく、後醍醐による「天皇親政」体制そのものにあつたのではないかと考えている。北朝では院政が前提になつてゐる。しかし、後醍醐は幕府も院政も撰閣制も否定した文字通りの「天皇親政」を目指し実行した。それはまさに「王政復古」であり、明治維新の理念はこれをふまえていたのではないかと考えている。

(2) 『招魂祭祀』考Ⅰ―招魂祭祀の歴史的形成と展開―(『流経法学』第八巻 第二号、二〇〇八年二月)

(3) 同前、二六頁

(4) 明治天皇以前の天皇は、女官たちに取り巻かれて内裏の中だけで生活していたといつてもよい。しかも庶民がその姿に直接触れる機会は全くなかつた。明治以降は私生活の身の回りの世話を除いて、女官たちが天皇の周りから排除され、それが「男」に置き換えられ(侍従など)、軍服を着て髭を生やした「明治大帝」が作りあげられていった。それを「臣民」に直接認識させたのが「御真影」であり、「行幸」であつた。それは文字通り明治天皇の「可視化」であつた。はじめて奈良県庁にキヨソネ描くところの「御真影」が掲げられたのが一八七三(明治六)といわれており、全国の教育現場には一八九〇年頃からといわれている。また明治天皇は一八八五年頃までに北海道と沖縄を除くほぼ全国を巡幸している。

第一章 別格官幣社とは何か

一 別格官幣社の創建と列格の概要

別格官幣社とは、歴史上の實在の人物を祭神とする神社で、「天皇に忠誠を尽くした人物」や「国家に功績のあった人物」を祀っている国家が維持管理した神社の一類型である。近代に入って創建、列格が始まり、アジア太平洋戦争での敗戦にともなって一九四六年に社格制度が廃止されるまで、総計二八社が列格された。後述するように、扱いは官幣小社に準ずるものとされていたが、靖国神社は例大祭に勅使が派遣され神社維持の予算も特別扱いで、所管は陸軍省という異例の神社であった。

表Ⅰは列格時期の早い順に、別格官幣社の名称、所在地、祭神などを並べたものである。別格官幣社には前述のごとく新たに創建されたものと、既に存在していて後に別格官幣社に列格されたものなどがあるがその詳細については後述する。

近代になって全国の主要な神社は官国幣社に再編成され、それ以外の神社は府県社・郷社・村社とされ、その何れにも格付けされなかったものは無格社とされた¹⁾。いずれにしても、全国の神社は日本の固有信仰として、記紀神話に出てくる諸神や天皇・皇族を祭神とする長い歴史を経たものや地域社会で長く信仰されていたものが多かったが、例外的存在として一八七二（明治五）年に楠木正成を祭神とする湊川神社が創建され、始めて別格官幣社に列格され、それ以降一九四五年八月の敗戦に至るまで表Ⅰのごとく全部で二八社が別格官幣社に列格された。官幣社とは国から奉幣を受ける神社であり（国幣社とは地方官から奉幣を受ける神社）、大中小に格付けされた。神社の祭神は神話上の諸神が大半であるが、別格官幣社は歴史上實在の人物であり、創建、列格が始まった近代初頭の時点では同時代人も含まれていた。つまり、官国幣社の秩序の中にうまく収ま

表 I 別格官幣社一覽

名称	所在地	祭神	創建 (決定) 時期	列格時期
1 湊川神社	兵庫県神戸市中央区	楠木正成	1868年	1872(明治5)年4月29日
2 東照宮	栃木県日光市	徳川家康	1617年	1874(明治6)年6月9日
3 豊国神社	京都府京都市東山区	豊臣秀吉	1868年	1873(明治6)年8月14日
4 護王神社	京都府京都市上京区	和気清麻呂・広虫	不詳	1874(明治7)年12月22日
5 談山神社	奈良県桜井市	藤原鎌足	678年	〃
6 建勲神社	京都府京都市北区	織田信長・信忠	1869年	1875(明治8)年4月24日
7 藤島神社	福井県福井市	新田義貞	1870年	1876(明治9)年11月7日
8 名和神社	鳥取県西伯郡大山町	名和長年他四二名	1650年代	1878(明治11)年1月10日
9 菊地神社	熊本県菊池市	菊池武時他	1868年	〃
10 靖国神社	東京都千代田区	「護国の英霊」	1869年	1879(明治12)年6月4日
11 阿都野神社	大阪府大阪市阿倍野区	北畠親房・顕家	1878年	1882(明治15)年1月24日
12 結城神社	三重県津市	結城宗広	1824年	〃
13 小御門神社	千葉県成田市	藤原師賢	1879年	1882(明治15)年6月14日
14 照國神社	鹿児島県鹿児島市	島津斉彬	1863年	1882(明治15)年12月15日
14 豊栄神社	山口県山口市	毛利元就	1762年	〃
14 常磐神社	茨城県水戸市	徳川光圀・斉昭	1873年	〃
17 霊山神社	福島県伊達市	北畠親房・顕家他	1880年	1885(明治18)年4月22日
18 梨木神社	京都府京都市上京区	三条実萬・実美	1885年	1885(明治18)年10月10日
19 東照宮	静岡県静岡市駿河区	〃	1616年	〃
20 四條畷神社	大阪府四條畷市	楠木正行	1889年	1889(明治22)年12月19日
21 唐沢山神社	栃木県佐野市	藤原秀郷	1883年	1890(明治23)年11月27日
22 上杉神社	山形県米沢市	上杉謙信	1876年	1902(明治35)年4月26日
22 尾山神社	石川県金沢市	前田利家	1873年	〃
24 野田神社	山口県山口市	毛利敬親・元徳	1874年	1915(大正4)年11月10日
25 北畠神社	三重県津市	北畠顕能	1881年	1928(昭和3)年11月10日
26 佐嘉神社	佐賀県佐賀市	鍋島直正・直大	1873年	1933(昭和8)年9月28日
27 山内神社	高知県高知市	土佐藩歴代藩主他	1871年	1934(昭和9)年4月20日
28 福市神社	福井県福井市	松平慶永	1943年	1943(昭和18)年9月20日

〔「公文類」, 『公文録』などから作成〕

らない性格を初めから持っていた。それ故、「別格」とされたわけである。そして後述するように「忠臣顕彰」は「王政復古」の重要政策として推進されなければならなかった。なぜなら明治維新は建武新政を歴史的先行モデルとして倒幕を果たしたわけであり、そこに「別格官幣社」という新たな社格が創出される必然性があったと考えられるからである。

二 祭神からみた別格官幣社類型化の試み

そこで、本稿では別格官幣社二八社を祭神の性格から仮に以下の五つの類型に分類して考察を進めたい。なお（ ）の中は主祭神となった人物名。

第一類型 「明治維新の『未完の祖型』としての建武新政・南朝関係」一〇社

湊川神社（楠木正成）、藤島神社（新田義貞）、名和神社（名和長年）、菊池神社（菊池武時）、阿倍野神社（北畠親房・顕家）、結城神社（結城宗広）、小御門神社（藤原師賢）、靈山神社（北畠親房・顕家）、四條畷神社（楠木正行）、北畠神社（北畠顕能）

第二類型 「明治維新に貢献した勤王の藩主、公家」七社

梨木神社（三条実万・実美）、照國神社（島津斉彬）、常磐神社（徳川光圀・斉昭）、野田神社（毛利敬親）、佐嘉神社（鍋島直正）、山内神社（山内豊重）、福井神社（松平慶永）

第三類型 「古代より勤王の功ある者」三社

談山神社（藤原鎌足）、護王神社（和氣清麻呂・広虫）、唐沢山神社（藤原秀郷）

第四類型 「天下人、藩祖」七社

第四類型Ⅰ 豊国神社（豊臣秀吉）、建勲神社（織田信長）、東照宮（日光・久能山二社）、徳川家康

第四類型Ⅱ 豊栄神社（毛利元就）、上杉神社（上杉謙信）、尾山神社（前田利家）

第五類型 その他一社・靖国神社

本稿では、この類型ごとに創建・列格の時期を概ね時間軸にしたがって、それに創建の事情などをクロスさせて考察したい。

三 護良親王の祭事と非命の上皇・天皇の神霊の京都帰還と官幣社への列格

別格官幣社の創建や列格と並んで重視すべきが、建武新政・南北朝期を後醍醐天皇・南朝方で戦った皇子たちを祀る神社や、政権が武家に移行するきつかけとなった後白河天皇（上皇）時代に政争に敗れ非命に死んだ崇徳上皇、安徳天皇の神霊や、建武新政の先駆けと位置づけられる承久の乱に敗れて流罪となった鳥羽、土御門順徳の三上皇の神霊を祀る神社の創建や京都への帰還が幕末維新时期に相次いで実現し、次いで近代社格制度が形成されて官幣社に列格されたことである。そこで、本論に入る前にこれらの点について概観しておきたい。

幕末における楠公崇拜の広がりについてはすでに拙稿でふれたとおりであるが、一八六八（慶応四・明治元）年に七月二三日を護良親王の祭日とし（二三三五（建武二）年の旧暦七月二三日に鎌倉で殺害されている）、祭式を同年五月に楠公祭がおこなわれたのと同じ京都の河東操錬場でおこない、あわせて神号を贈ることがが神祇官より辨官に通達されていることは注目に値する。⁽⁴⁾ 辨官は太政官の左右の大辨から中辨、小辨までの総称である。

明治天皇が即位式を挙げたのが一八六八年八月二八日（この時はまだ慶応四年）で九月八日に明治と改元されたわけであるから、七月二三日といえば、明治改元前の新政府が発足してまだ間もない頃である。

いうまでもなく、護良親王は後醍醐天皇の皇子として鎌倉幕府打倒に大きく寄与し、また、その後は反足利

尊氏派の中心となったが、結局それが原因となり鎌倉に幽閉され、次いで起こった中先代の乱の折、足利直義の指示で殺害されている。その護良親王の祭事を楠公祭の次におこなっていることは、楠公祭とあわせて、明治維新¹¹倒幕¹²「王政復古」が「未完に終わった建武新政」を「祖型」としておこなわれたことを宣明し、そのことをデモンストレーションするためであったと考えられる。これが一八六九（明治二）年の護良親王を祭神とする鎌倉宮創建につながった。

次いで明治改元の直前の九月一日に、来る一〇月三日に崇徳天皇の霊（白峰宮）を京都に還遷させることが決定された。⁵崇徳天皇を祀る白峰宮は、幕末に孝明天皇がその霊の京都帰還を幕府に命じたが実現を見る前に亡くなったため、明治天皇がその遺志を継ぎ一八六四（慶応四）年に神霊を移し白峰宮を創建したものであった。一八七三（明治六）年になって、藤原仲麻呂の乱に巻き込まれて廃位された淡路廢帝（淳仁天皇）が白峰宮に合祀され、同年に官幣中社に列格された。その後一九四〇（昭和一五）年に官幣大社に昇格し白峰神宮となった。

さらに、明治二年正月早々、神祇官から「辨官事御中」に後鳥羽・順徳両上皇の神霊帰還に関する「伺」が出されている。⁶

一 中世隱岐佐渡ニ御遷幸被為在候天皇ノ御神霊皇都ノ内へ御迎被遊候様仕度奉存候事右ハ此御時勢ニ相当リ御歴代ノ御内ニテ遠国孤島ニ被為還候御儘ニ差置候テハ乍恐御闕典トモ可申哉ニ奉存候間、急速御迎取被遊候様存候、尤先般白峰ノ尊霊御迎ノ御例ニ被為准今少々御手輕ニテモ可然哉ニ奉存候：（後略）：

こうして水無瀬宮が創建されることになるのだが、傍線部分に注目されたい。王政が復古した「此御時勢ニ

相当り」早速に帰還を実現しなければ「闕典」（法令が整っていないこと）になるという認識を示しているのである。水無瀬宮（祭神は後鳥羽・土御門・順徳三上皇）は承久の乱の後、鳥羽離宮の水無瀬殿の跡地に建立された祀堂が起源である。一四九四（明応三）年後土御門天皇の時に隠岐より後鳥羽上皇の神霊が迎えられ水無瀬宮の神号が与えられた。維新までは仏式であったが神仏分離により神式に改められ、この時土御門、順徳両上皇の神霊が合祀され、白峰宮と同じ一八七三（明治六）年に官幣中社に列格された。そして一九三九（昭和一四）年官幣大社に昇格した。また神宮創建とは直接関係はないが、一八七〇（明治三）年に、大友皇子に弘文天皇、淡路廢帝に淳仁天皇、九条廢帝に仲恭天皇と漢風諡号が贈られ、それぞれ歴代に数えられるようになったことも、維新が「王政復古」であることを示す政策の一環であったと考えられる。ちなみに、大友皇子の即位を認めるのは『大日本史』の三大特筆をふまえてのことだと考えられる。また、九条廢帝（懷成親王）は承久の乱の結果、在位期間が歴代天皇中最も短く即位式も挙げないうちに廢位されたことから、当時から歴代に数えないことになっていたが、廢位したのは鎌倉幕府であり、この時に仲恭天皇と諡号が贈られ、はじめて第八五代天皇として数えられるようになったことは、まさに王政復古の象徴的出来事であった。

山口県下関市にある赤間神宮（祭神は安徳天皇）は、維新以前は阿弥陀寺であり、神仏分離により天皇社と改称したが、一八七五（明治八）年赤間宮と改称され官幣中社に列格した。その後一九四〇（昭和一五）年に官幣大社に昇格し赤間神宮と改称された。

こうした、政争に敗れ、また武家と争って「非命に倒れた天皇霊」の京都帰還の決定と神社の創建、そして官幣社への列格は、発足早々の新政府にとって王政復古を宣明する意義が大きかったと考えられる。

次に、建武中興一五社と呼ばれる一群の神社について概観しておきたい。これは表Ⅱのように別格官幣社が一社含まれているが、これを顕彰の議が採り上げられた順にみると次のとおりとなる。

別格官幣社再考～「王政復古」の可視化としての神社創建と別格

表Ⅱ 建武中興一五社

神社名	社格	主祭神	年 月
湊川神社	別格官幣社	楠木正成	一八六八年四月
鎌倉宮*	官幣中社	護良親王	一八六八年七月
菊池神社	別格官幣社	菊池武時	一八六八年七月
井伊谷宮*	官幣中社	宗良親王	一八六九年二月
藤島神社	別格官幣社	新田義貞	一八七〇年一二月
吉野神宮*	官幣大社	後醍醐天皇	一八七一年五月
八代宮*	官幣中社	懷良親王	一八七三年八月
名和神社	別格官幣社	名和長年	一八七八年一月
阿倍野神社	別格官幣社	北畠親房・顕家	一八七八年九月
結城神社	別格官幣社	結城宗広	一八八二年三月
小御門神社	別格官幣社	藤原師賢	一八八二年六月
靈山神社	別格官幣社	北畠親房・顕家他	一八八五年四月
四条畷神社	別格官幣社	楠正行	一八八九年一二月
金崎宮*	官幣中社	尊良親王・恒良親王	一八九〇年九月
北畠神社	別格官幣社	北畠顕能	一九二八年一月

(出典：『明治維新神道百年史』より作成、表中*が付いているのは後醍醐天皇とその皇子たちを祀る神社であり、それ以外は別格官幣社である。)

一八七三（明治六）年は、前述のように白峰宮、水無瀬宮が官幣中社に列格された年であるが、上記の表をみると、後醍醐天皇の皇子として九州の南朝勢力の中心となった懐良親王を祭神とする八代宮と同時期であることが分かるが、皇族の四人は一八七三年までにすべて祭祀されている。建武新政関係の神社の創建と列格については、表Ⅱによって一八六八年から一八七〇年代前半までが一つの画期を成していることがみてとれる。

特に一八七三年は近代天皇制確立にとって重要な年であった。政府はその前年、太陽暦の採用を決定し、一月三日を一八七三（明治六）年一月一日とした。そして同年、一月四日が神武天皇即位日と定められ、三月七日にこの即位日を紀元節とすることが決まった。つまり、神武天皇紀元の年月日が定められたのは一八七三年のことであった。実はこの時、政府は分割され、一方は米欧回覧中であり、もう一方の留守政府によってこの決定はなされた。大久保の帰国が五月二六日で、岩倉の帰国が九月一三日、そして一〇月一五日に西郷隆盛の朝鮮派遣が決定され、それが岩倉、大久保、木戸等の反対で覆され、西郷、板垣、後唐、前原、江藤らが下野し、士族反乱、自由民権運動へとつながっていく重要な歴史の転換点でもあった。こうした政治的的重大事件が次々と起こる中で、これらの神宮、神社の創建と列格が次々とおこなわれていったわけである。

また、こうした「悲運」の天皇を祀る官幣中社（「宮」）が官幣大社（「神宮」）へ昇格した時期が一八九三・四〇年頃というのも象徴的である。その時期は日中戦争が泥沼化しさらにアメリカとの戦争に入っていく直前であり、その時期に国家神道強化の必要から昇格したと考えられる。他方、後醍醐天皇の皇子たちを祭神とする神社は官幣中社のままであり、これは天皇に即位した人物とそうでない皇子たちとの差別化を明示したものと考えられる。さらに、後述のように、新たに設けられた別格官幣社という社格についても、天皇（後醍醐）Ⅱ官幣大社、皇子たちⅡ官幣中社、臣下を祀る別格官幣社Ⅱ官幣小社に準ずる、というのはい「天皇制の価値基準」として平仄が合っている。なぜなら、天皇制の社会空間というものは現世の君臣関係をはじめ、

親子関係、兄弟の長幼の序、位階勲等や神道上の神階・社格などで全体的にヒエラルキー＝階統制秩序を形成するものであったからである。（皇子たちを祀った官幣中社の序列は没年順ではなく、兄弟間の長幼の序に従う事になっている。）

【註】

- (1) 近代社格制度は一八七二（明治四）年七月一日の太政官布告「官社以下定額・神官職制等規則」により定められ形成され始めた。一九四六年二月二日GHQの神道指令によって廃止。
- (2) ただし、靖国神社は他の二七社と比しても祭神の性格が特異であり、別稿で採り上げた（前掲「招魂祭祀」考Ⅰ「招魂祭祀の歴史的形成と展開」参照さらに）ので本稿では敢えて分析の対象から外し、さらに詳しくは他日を期したい。
- (3) 前掲「招魂祭祀」考Ⅰ「招魂祭祀の歴史的形成と展開」第四章参照。
- (4) 国立公文書館デジタルアーカイブ「公文録」明治元年、第一巻、七
以下、国立公文書館所収のデジタルアーカイブの史料については所収されている史料群のタイトル、年次、巻数を示す。なお、原史料にタイトルが付けられていることはまれで、引用に当たって付けた史料のタイトル「伺」や「達」、「回答」などは文意から引用者が適宜付けた。句読点も史料本文の傍線も同様。また、引用文を分かりやすくするために現代文に直し、注目すべき部分に傍線を付した。また、タイトルがないためか、左頁欄外に朱書きで番号が付けられている。これが個別の文書番号を指すと思われるので、巻数の後に番号を記した。なお、この番号は利用請求ナンバーとは異なっている。またその形式は時期によって一定ではないので原文のまま示した。そして、「伺」の後に「達」や「回答」が記されている、同じ番号内にある場合は一件書類なので「同前」と記した。
- (5) 前掲「公文録」明治元年、第一巻所収「日々申送帳」参照。（なお、欄外に十四と朱書きがありそれが×で消されている）
- (6) 『公文録』明治二年、第一巻、三。なお、後鳥羽・順徳はいわばセットになっており、そこに土御門が加えられる構造になっている。これは後鳥羽と順徳が一体となって承久の乱を起こし、土御門は乱に消極的であった事情を反映していると

考えられる。筆者は後鳥羽皇統の正嫡は兄土御門ではなく、弟順徳―九条廃帝（仲恭）であったと考えている。

第二章 別格官幣社の創建と列格―「天皇親政」の可視化としての神社行政の一側面

一 湊川神社の創建と別格官幣社への列格

別格官幣社を考察する時、まず一番数が多い第一類型「明治維新の『未完の祖型』としての建武新政・南朝関係」の一〇社に注目しなければならない。列格順で見ると全二八社のうち湊川神社が一番早い。というよりは、湊川神社の創建こそが別格官幣社という特異な社格を生み出したといっても過言ではない。湊川神社は湊川の古戦場址の正成の墳墓と伝承され、徳川光圀が建てた「嗚呼忠臣楠氏之墓」という顕彰碑がある場所に一八七二（明治五）年に創建された。その過程を太政官の記録でたどってみると、一八六八（慶応四）年四月二二日に神祇局と兵庫裁判所に宛てて「御沙汰書」が出されている。

御沙汰書之写

大政更始之折柄表忠之盛典被為行天下之忠臣孝子ヲ勸奨被遊候ニ付テハ贈正三位中将正成精忠節義其功烈萬世ニ耀キ真ニ千載之一人臣子之龜鑑ニ候、故今般神号ヲ追謚シ社檀造宮被遊度 思食ニ候、依之金千兩御寄附被為在候事

但正行以下一族之者鞠躬盡力其功勞不少段追賞被遊合祀可有之旨被 仰出候事

別紙之通楠社造宮被 仰出候、付テハ天下ノ有志之者御手伝致度儀申出候得者御差許相成候間於其他能可
取計様 仰出候事

この「御沙汰書」には差出人がないが、そもそも『太政官日誌』は今日の官報に相当するものであり、太政官布告などを編纂したものであるから、「御沙汰書」という文書形式からして中央行政機関である太政官から神祇局と地方行政機関に宛てたものということになる。

これについてはまず、出された一八六八年四月二一日という日付に注目すべきである。何故なら、その一〇日前の四月一一日に江戸城が新政府軍によって開城され、上野寛永寺に蟄居していた徳川慶喜が水戸に退去し、次いで新たな政治体制を示した政体書が布告されたのが二一日のことである。その同じ二一日にこの「御沙汰書」が出されているのである。周知のように政体書は、冒頭に五箇条の御誓文を置き太政官制を定めたものであったが、それと時を同じくして「大政更始之折柄表忠之盛典被為行天下之忠臣孝子ヲ勸奨被遊候」と、新しい政治体制のはじめに忠臣孝子を勸奨することが打ち出され、「付テハ贈正三位中将正成精忠節義其功烈萬世ニ耀キ真二千載之一人臣子之龜鑑ニ候、故今般神号ヲ追諡シ社檀造宮被遊度 思食ニ候、依之金千両御寄附被為在候事」と、楠木正成の忠誠が抜群で「人臣之龜鑑」（臣下の模範）であるので神号を贈り、まだ戊辰戦争が続いている最中にもかかわらず千両を寄付して神社を創建すると述べているのである。政体書は原則的には開明的な近代国家機構への途を拓いたものといえようが、この「御沙汰書」は、政体書に表された「政治行政制度」と並んで、新政府が「忠臣孝子」を勸奨する（すなわち天皇への忠誠と親への孝行を顕彰する）というイデオロギーを同時に明示したところに歴史的意義があったと考える。

この点に関連して、この後もたびたび出てくるのだが、天皇をめぐる表現について言及しておきたい。上記

「御沙汰書」には次のような表現がたびたび見られる。すなわち、「社壇造営被遊度 思食二候」(社壇を造営あそばされたきおほしめしにせうろう)、「補社造営被 仰出候」(補社造営おおせいだされせうろう)、「取計様 仰出候」(取り計らうようおおせいだされせうろう)など傍線部にあるように、一字下げで表記されているのはその主語が天皇であることを示している(これを闕字と呼ぶ)。はじめに述べたように、明治天皇は一八六八年当時一六歳であり、文字通りすべての決定を自らの発意で決済したという意味での「親政」であったというのではなく、新政府が太政官の決定を天皇の意思決定であるという文書形式で沙汰していることの意味が重要であると考える。こうした文書形式は「天皇親政」を形式的に表現しているわけである。もちろん、太政官制から内閣制への移行や帝国憲法体制確立後も天皇主権の体制は続いたわけであるが、それ以降は「補弼者」の責任が強調され、「天皇無問責」が原則になるわけであり、それ以前、特に維新直後は「王政復古」¹⁾「天皇親政」の復活の意味を強調するためにも太政官の「御沙汰書」がこうした形式で出される必然性があったと考えられる。

こうして補社²⁾湊川神社の創建が沙汰された。しかし、戊辰戦争が続いている最中でもありその後も多事多難な状況下で建設は遅々として進まず、一八七二(明治五)年になってようやく社殿は竣工した。一八七二年四月二二日に福羽教部大輔と嵯峨教部卿連名で正院に対して「伺」が出された。そこには、補社が創建され、前述のように「被 仰出候通」とあるように天皇の発意という形で五月に鎮座式が執行される予定であるが、「神霊代并社号社格等」が未だ決定されていないので、以下のようにしたいという内容である。³⁾

社号ノ儀ハ元來戰没ノ地名赫々天下ニ隠レ無之候間湊川神社ト被定、社格ハ別格官幣社ニ被列、神霊代ノ儀ハ正成遺物ヲ相用候方可然哉トモ存候ヘトモ、同氏ハ忠烈出群ノ儀ニ付

正成神靈卜

宸筆ニ被為染右ヲ神靈ニ相齋キ候方可然相考申候、尤遺物ハ神庫ニ長ク相納置無遺失様為致可申卜存候、此段相伺候也

墳墓の地と思われる場所に神社を創建することは、その後も別格官幣社の創建の場合多く見られる例であるが、それは祭神となった人物の多くが足利方（北朝方）と戦って死んだわけであるから必然的にそうなった。湊川神社はその嚆矢となった。また、神霊代は明治天皇自らが筆をふるったものであった。

この教部省からの「伺」に対して、正院からは「伺之通」との回答があった。そして、兵庫県に対して太政官から翌四月二九日付で「今般楠社鎮座に付自今湊川神社ト被称候条此旨為心得相達候事 但社格ノ儀ハ別格官幣社ニ被列候事」という「達」が³だされた。理由は正成が「忠烈出群」と評価されたからであった。

そして、同年一〇月二二日付で教部小輔黒田清綱、教部大輔宍戸璣、教部卿嵯峨實愛の連名で正院に出された届には次のように⁴あった。

湊川神社御造営之儀當申正月ヨリ取掛居候處、本社其外諸建物共去ル九月二十三日成功ノ趣兵庫県ヨリ具状候條此段御届申進候也

このように、実際の工事は兵庫県によって年始より行われていたが九月二三日完成したわけである。さらに、同年十一月一四日付文部卿兼教部卿大木喬任から正院に宛てた「伺」には次のように⁵あった。

湊川神社ノ儀當五月中別格官幣社被 仰出候、付テハ一社ノ經費ヲ始神官ノ人員等定額

無之テハ不都合ニ付自今官幣小社ニ照準シ一社ノ經費及神官ノ定額等相立可然存候、依テ此段相伺候也

これによると、一八七二（明治五）年五月に「天皇の発意によって」別格官幣社の社格に列格され、經費その他は官幣小社に準じることなどの方針が示され、正院からは一月二四日付で「伺之通」の回答が朱書きされている。別格官幣社湊川神社の誕生である。そしてこの時、別格官幣社の社格が官幣小社に準ずることも決定された。いうまでもなく、湊川神社の創建と別格官幣社への列格はその嚆矢であり、後にこれに準じて「忠臣」たちの神社の創建や列格がおこなわれ、社格、經費その他は官幣小社に準じることになったのである。

三 東照宮の処遇

次に問題となつたのが、第四類型の東照宮である。徳川家康を祭神とする東照宮は江戸時代には全国の大名領に存在した。それは王家の始祖神廟である伊勢神宮に対抗する意味を持っていた。

大政奉還によつて政權を失つた徳川幕府の始祖神廟たる東照宮の扱いは、発足間もない新政府にとつては重要な問題であつた。それは政治的意味合いと神仏分離政策に関係していた。一九六九（明治二）年二月二九日に興味深い「伺」が神祇官から辨事御中に出されている。文中には「辨事」と「辨官」が併用されている。神全体の祭祀と行政を司る神祇官から、政府中央行政機関である太政官に東照宮の扱いについて「伺」が出されたわけである。

家康神靈東京中神社寺院内ニ社殿造営有之来ル四月十七日ハ沿襲祭祀執行候族モ可有之候へ共、寺院中ノ社

別格官幣社再考～「王政復古」の可視化としての神社創建と別格

表Ⅲ 文献によって判明している諸国東照宮（*は社殿現存）

(国名)	(所在地)	(創建年代)	(典拠)
京 都	南禅寺金地院内*	元和2年	京都府寺誌稿
〃	吉田神社内		山城名蹟巡行志
〃	知恩院内	寛永6年	羅山別集
山 城	愛宕郡円光寺内	元和?	都名所図会
摂 津	大坂天満	元和3年	寛政重修諸家譜
近 江	坂本（現日吉社末）*	寛永11年	東叡開山慈眼大師伝記
紀 伊	和歌浦*	元和7年	武州東叡開山慈眼大師伝
〃	高野山大徳院内*	寛永20年	高野山大徳院御由緒記
〃	高野山興山寺内	寛永5年	東照宮井興山寺建立記
伊 勢	山田清雲院内	寛永7年	羅山別集
尾 張	名古屋城内	元和7年	武州東叡開山慈眼大師伝
飛 騨	西一色松泰寺内	寛永6年	斐太後風土記
三 河	岡崎大樹寺内		大樹寺旧記
〃	鳳来寺内		鳳来寺略縁起
〃	滝山寺内		三河堤
駿 河	駿府久能山	元和2年	本光国師日記
江 戸	江戸城内紅葉山	元和4年	二代目智楽院上書
〃	上野寛氷寺内	寛永2年	東叡山縁起
武 蔵	多摩府中六所社内	元和4年	新編武蔵風土記稿
〃	川越喜多院内	寛永10年	〃
常 陸	水戸城内	元和年中	武州東叡開山慈眼大師伝
上 野	世良田*		
陸 奥	会津融通寺内	元和2年	異本塔寺長帳
〃	会津延寿寺内	元和7年	〃
〃	仙台仙岳院内	慶安3年	封内名蹟志
〃	弘前城内	元和3年	津軽内記
出 羽	羽黒山内	天和年中	大泉叢誌
越 前	福井城内	寛文10年	越藩史略
加 賀	金沢城外	寛永19年	越登加三州志
越 後	高田		越後頸城郡誌稿
備 前	門田村	正保2年	備陽国誌
美 作	津山来迎寺内	元和2年	森家先代実録
安 芸	広島長尾山	慶安元年	芸備通志
因 幡	大日谷	慶安2年	因幡志
阿 波	松巖寺内	承応元年	阿波志
伊 予	道後（現伊佐爾波社）	元和4年	愛媛県誌稿
土 佐	陽貴山	延宝8年	寛政重修諸家譜
豊 前	足立山	慶安元年	小笠原忠真年譜
筑 前	福岡	慶安3年	筑前統風土記
肥 前	平戸普門寺	元和2年	松浦家世続伝

今谷明『武家と天皇—王権をめぐる相剋—』166頁より

二於テ祭祀相宮候儀ハ止ミ上野山内ニ有之候社殿へ衆人参詣差許シ御神靈ヲ慰メ候祭典被為行候ハ、府下衆心鎮撫ノ御一端ニモ相成然哉ト存候事

一 下野國日光ニ有之候同靈廟宇ニ於テモ神靈ヲ相慰候輕キ祭奠日光県へ被仰付可然歟ト存候事…(中略)

…就中上野山内社殿参詣御差許ノ儀ハ東京中御布告相成候様仕度候事

要点をわかりやすく示すと、①家康の神靈は東京中の神社、寺院内に社殿が造営されている、②きたる四月一七日にはもともとその祭祀がおこなわれる予定である、③しかし、寺院の境内にある社殿で祭祀がおこなわれることは止めさせる、④上野山内(寛永寺境内)にある社殿に衆人が参詣することはさし許し神靈を慰める祭典をおこなわせることは府下の衆心を鎮撫する一端にもなると考えている、⑤日光にある靈廟(東照宮)においても神靈を慰める軽い祭奠を日光県に仰せつけてしかるべきかと考えている、という内容である。

また長いので引用は省略したが、続けて⑥紅葉山(江戸城内の歴代將軍の廟所)にある徳川氏歴代の靈廟は速やかに取り払いたい、皇居接近の場所にこのような空の廟所があつては不快である、ことにこのような場所は狐狸も住んでいるので早々に取り払ってしかるべきと考えている、右の件を評議していただきたい、と述べた後、⑦就中、上野山内社殿への参詣をさし許すことについては東京中に布告するようにしたい。

この「伺」とそれに対する太政官の「回答」には、維新直後の新政府の考え方と思惑がよく表れている。神祇官側は、神仏分離を原則に寺院境内の社殿での祭祀を取り止めさせるが、現在のの上野東照宮への東京府民の参詣は「府下の衆心を鎮撫する一端にもなる」とあるように、東京奠都直後の政情への配慮として「上野山内社殿への参詣をさし許すことについては東京中に布告するようにしたい。」と述べている。奠都といつても、新政府にとって東京はいつてみれば「敵地」であり、したがって東照宮の扱いは微妙な政治的配慮が必要と考

えていたことが覗かれる。そしてまた、日光東照宮では「軽い祭奠」をおこなうよう日光県に申しつけるとしていた。

これに対して三月五日に辨官（太政官）から神祇官に対して次のような「回答」が寄せられている。⁷⁾

- 一 上野山内徳川氏廟所ノ儀ハ同氏ヨリ伺出ノ上何分ノ御沙汰可然被為任候間於其御官ハ不及御関係候事
- 一 日光山ノ儀神佛混淆ニ付祭祀不条理候間日光県ヨリ伺出候ハ、可及御懸合候事
- 一 紅葉山徳川氏廟所ノ儀ハ已ニ同氏ヨリ引取方御下知ニ相成候間御東幸迄ニハ盡引拂可相成ト存候事

太政官の「回答」は明快である。①上野寛永寺境内の東照宮については、徳川氏より何分の申し出があつてから沙汰すればよいので神祇官は関係しないように、②日光東照宮は神仏混交しているので日光県から伺いが出てから掛け合い（交渉）すればよい、③江戸城内紅葉山の徳川將軍歴代の廟所については徳川氏（慶喜の養子嗣の家達のことか）が引き取ることをすでに下知しているので、明治天皇が東京に来るまでにはすべて引き扱うようにすべきである、と述べている。明治二年は近代社格制度が確立する以前であり、後の官幣社に相当する社格として神祇官直接支配社や勅裁社があつたが、東照宮の祭祀に関するあつかいは「敗者」に対する処置として新政府側からあれこれ付度する必要はないと回答している。また祭祀への民衆の参詣については言及されていないが、「御官ハ不及御関係事」と述べているので、事実上否定されたものと解される。

そしてさらに、同年一月一三日付の辨官から神祇官への「伺」には「東照宮ノ儀元來勅許ニ候へ共全神社ニ相立可然哉、仏社混淆罷在候ニ付御見込承度候也」とあり、それに対して神祇官からは「東照宮神社名義勿論ニ付佛具等取除混淆ノ筋無之様可致事ト被存候也」と回答している。⁸⁾つまり、東照宮という名称は勅許によ

るのでその名義はもちろんそのままにして、神仏混淆しているので佛具等を取り払って神仏分離を進める、という「回答」であった。このように、近代初発の時期に東照宮の扱いについて神祇官と太政官の間でやりとりがあったことは、それが東京の人心の新政府への態度も含めて政治的意味合いを持っていたことをうかがわせる。

そして一八七二（明治五）年になって、再び東照宮の祭祀と社格について教部省から正院に対して「伺」が出された。⁹⁾

日光之事

右ハ御一新以来幣使等モ不被為遣祭式廢止同様ニ有之候ヘトモ追々遂詮議社格相定候方可然相考申候、併當四月十七日例祭マテニハ間ニ合不申候間先當年之儀ハ楠社豊国社ノ振合ヲ以テ幣使被遣官費ヲ以テ祭式為行可然相考申候、此段相伺候也

壬申四月八日

教部大輔福羽美静

教部卿嵯峨實愛

正院御中

この史料の次の頁には朱書きで「伺之通」とあり、さらに翌日付けで正院から東京府に宛てて「日光幣使御一新後廢止ノ處當四月幣使被遣祭式被為行候間此段為心得徳川家達ヘ可被相達候也」¹⁰⁾とある。ここで「先ず今年は楠社豊国社の扱いと同じように幣使をつかわされて官費で祭式を行うことがよいと考えます」と維新後にそれまでの扱いと大きく変わった東照宮の祭祀に幣使をおくり官費でおこなうことが教部省から發議され、正

院がこれを認め、さらに一八七二（明治五）年段階で楠社（湊川神社）と豊国社（豊国神社）に「振合」せて祭祀をおこなうことが決められていることに注目すべきである。ここには湊川神社、豊国神社と並んで東照宮を別格官幣社に列格する方向性が内包されていた。（なぜ、この時点で豊国神社の名前が出てきたのかについては次節で明らかにする。）

そして、湊川神社が別格官幣社に列格された後、一八七三（明治六）年四月一九日に教部小輔黒田清綱、教部大輔宍戸璣から正院に対して、白峰宮、鎌倉宮、井伊谷宮と東照宮に関する「伺」が出されている。¹¹ それによれば、「従前之通祭典等式部寮ニ於テ引受別段神官モ不ヒ差置候得共右ハ速ニ社格御定無之テハ御一新以來別格御取扱相成候御盛意不相貫、且ハ却テ官費モ相懸リ候条今般白峰宮、鎌倉宮、井伊谷宮三社ハ官幣中社列ニ、東照宮ハ湊川神社ノ例ヲ以別格官幣社被 仰出度、依テ御達案相添此段相伺候条至急御指図有之度候也」とあるように、東照宮の祭祀はそれ以前から式部寮で行っていたことが分かるし、湊川神社にならって別格官幣社に列格する方針が示され、六月九日に正院から「伺之通」の回答が来ている。ただし、この問題になったのは日光の東照宮で、その後、一八八八（明治二一）年に久能山の東照宮も別格官幣社に列格した。

この「伺」には「追書」が付されていた。そこには「追テ豊国神社之儀モ東照宮同様御取扱相成候得共未社殿モ無之儀ニ付追テ相伺可申候也」とあり、次節で検討する豊国神社も社殿が完成後に別格官幣社への列格が考えられていたことがわかる。¹² したがって、別格官幣社への列格の提議は日光東照宮が全体の二番目ということになる。また、前述のように、「宮号」は天皇はじめ皇族を祀る神社に限定すべきなので東照神社と改称すべきだという議論は何故か沙汰止みになった。その理由は前述の如く「東照宮ノ儀元來勅許」あるいは「東照宮神社名義勿論¹³」ということであったと考えられる。くり返すが、この時期、東照宮のあつかいは新政府にとってデリケートな問題であったようだ。

もう一つ後世への影響としては、東照宮の別格官幣社列格は、戊辰戦争を反新政府側で戦った諸藩や積極的に反幕府の立場を採らなかつた諸藩の藩祖などを神に祀る動きを刺激したと思われることである。朝廷・新政府にとつての主敵であつた徳川氏の始祖Ⅱ家康の神霊でさえ別格官幣社に列格されたわけであるから、なおさらと考えられたわけである。別格官幣社でいえば、織田信長を祀る建勲神社（天童藩）、上杉謙信を祀る上杉神社（米沢藩）などの創建・列格の動きは後述するが、こう見てよいのではないだろうか。

四 豊国神社復活と列格の意味―東照宮との相対的關係

時系列的には第一類型の湊川神社に次いで、別格官幣社に列格されたのが第四類型の東照宮と豊国神社であつたことには重要な政治的意味が込められていたと考えられる。第四類型に入る神社は祭神の性格からさらに二つに分けられる。本稿では第四類型Ⅰと呼ぶが、それは天下人（Ⅱ覇者）であつた信長、秀吉、家康を祭神とする四社（東照宮は日光と久能山の二社が列格されている）である。それ以外は、始祖・藩祖を祭神とする神社で、これらは第四類型ⅡとしてⅠとは區別して論じたい。

明治維新Ⅱ「王政復古」は第一義的には幕藩体制の否定に他ならないから、神社行政の上からは徳川幕府の創始者である家康を祭神とする東照宮を相対化する必然性があつた。何故なら、前述のごとく、江戸時代には東照宮は親藩、譜代、外様を問わず全国の大名家の領国に存在し、天皇家の祖霊を祀る伊勢神宮に対抗する意味と役割を持っていたからである（函館にある現在の北海道東照宮は幕末の五稜郭建設にあたって創建された。つまり、北の守りの中心的軍事要塞の「鎮守」としての構図が考えられる）。倒幕の政治的帰結の一つとして、かつての豊国社のように東照宮そのものを廃絶するという選択肢は、可能性としてはあり得たかも知れないが、

それには「東照大権現」の神号を与えた後水尾天皇の勅許を否定しなければならぬし、神仏習合していた東照宮を支配していた神宮寺である輪王寺別当には歴代親王が就いていた歴史もあり、前述のように廃絶も改称もできなかつた。

ここに「王政復古」直後の一八六八（慶応四）年三月二日から四九日間におよんだ明治天皇の大坂行幸を期に、家康によって廃絶されていた豊臣秀吉を祀る豊国社の復興が布告された政治的意味が存在した。しかし、「王政復古」直後は内乱が継続中であり、また新政府の財政的基礎も固まっていなかった。こうした事情から、明治天皇による再興の沙汰が出されてからかなり時間がたった一八七三（明治六）年に、ようやく社殿が完成して別格官幣社への列格が実現した。それは二重の政治的意味を持つていたと考えられる。つまり、家康が剝奪し廃絶した「豊国大明神」（宣命には豊国乃大明神とある）という神号を明治天皇が復活させ、神社を再建する意味である。秀吉への神号を勅許したのは後陽成天皇であり、家康の意向に従ってその神号の剝奪を勅許したのは次代の後水尾天皇である。それを再興する沙汰書を出したのが明治天皇である。つまり、神号を求めたのも、その剝奪を求めたのも時の覇者（天下人）である武家であった。「王政復古」直後には、もはや天皇にそうしたことを強要する者は存在せず、家康が廃絶した豊国社の復活を明治天皇が沙汰した政治的意味は大きい。まして、先述のごとく東照宮は名称も変更せず別格官幣社に列格された。家康の意向の否定と豊国社復活の沙汰を「親政」の初期に明示する絶好の機会がこの大阪行幸であった。上方の人びとにとって豊太閤の人氣は高かつたので効果は大きかつたと思われる。

これまでくり返し述べてきた様に、明治初期は「天皇親政」という理念には実体的な意味合いが色濃く込められていたと考えられるが、この点をさらに詳しく検討してみたい。

一八六八（戊申＝慶応四）年五月一〇日付の「布告」には次のように記されていた¹⁴

先般浪華ヨリ 大駕御凱旋之節、豊太閤之社御建立被仰出候、抑太閤者揆乱反正翼載糾合、其功績古今ニ亘リ、加之 皇威ヲ海外ニ赫輝シ 宝運ヲ振起シ、萬世人臣之模範ト相成候段、深く御称誉被遊、先年致敗毀候豊国山之廟祠更ニ御再興被 仰出候

大坂から天皇が京都に戻った時に示されている再興の理由は、秀吉が①乱世を統一したこと、②皇威を海外に耀かし（秀吉による文禄・慶長の朝鮮侵略を指す）たことが、③時の天皇の治世を盛り上げ万世の人臣の模範であることを、明治天皇が深く賞賛したためであるとしている。②については今となつてはいささか唐突な感じが否めないが、幕末維新期が西欧列強の帝国主義的圧力をモロに受けていた時期であるからこそ、逆に実態はともかく海外雄飛の「景氣のよい」例として挙げられたと考えられる。あるいは深読みすれば、すでに征韓論の朝鮮認識が表れているとも考えられるが、その問題には本稿では深入りしない。

この行幸の記録『明治天皇大阪行幸誌』には更に詳しく再興の理由が述べられている。閏四月六日付の「神祇局并大阪裁判所江御沙汰之写」には次のようにある。¹⁵⁾

有功ヲ顕シ有罪ヲ罰ス経国之大綱、況ヤ国家ニ大勲勞有之候者表シテ顕スコト無之節ハ何ヲ以テ天下ヲ勤励可被 遊哉、豊臣太閤側微ニ起リ一臂ヲ攘テ天下ノ難ヲ定メ上古 列聖之御偉業ヲ継述シ奉リ 皇威ヲ海外ニ宣ヘ數百年之後猶彼ヲシテ寒心セシム、其国家ニ大勲勞アル古今ニ超越スル者ト可申、抑武臣国家ニ功アル皆廟食其勞ニ酬ユ、当時 朝廷既ニ神號ヲ追諡セラレ候處、不幸ニシテ其家ニ祚セス、一朝傾覆シ、源家康継テ出、子孫相受ケ其宗祠之宏壯前古無比、豊太閤之大勲ヲ以テ却テ晦没ニ委シ、其鬼始シテ餒ントスルニ及候段深 歎思食候折柄、今般 朝憲復故萬機一新之際、如此之廢典挙サルヘカラス、加之宇内各国相雄飛スル時

二當り、豊太閤其人の如キ英知雄略之人ヲ被為得度度被 思召、依之新二祠宇ヲ造為シ其大勲偉烈ヲ表顕シ、萬世不朽ニ被為垂度被 仰出候、…（後略）…

この「沙汰書」の大意は、「功ある者を顕彰し罪ある者を罰するのは国家経営の大綱である。いわんや、国家に大勲功ある者を顕彰することがなければ、天皇は何を以て天下を勤励されるのであろうか、豊臣太閤は百姓から身を起こして天下を統一し、昔からの歴代天皇の御偉業を継承し、皇威を海外にまでひろげ数百年の後まで彼らを恐れさせている。彼が国家に大勲功あることは歴史に超越するものといふべきである。」と述べた後、傍線部分に注目されたいが「そもそも武臣にして国家に功ある者はみな廟に祭祀してその働きに酬いている。当時朝廷から既に神号を追諡したが、不幸なことに豊臣家は一朝にして滅亡してしまい、家康がその遺業を継いだ、子孫代々受け継ぎ東照宮の宏壮さは歴史に比類がない。一方秀吉の大勲は却って忘れ去られるにまかせ、彼の霊は殆ど飢えようとしていることを天皇は深く嘆いていた折から、今般王政が復古しすべて一新されることになり、このような廃典は復興すべきである。さらに、世界に各国が発展しようとする時にあつて秀吉のような人を得度させたいと天皇は思われて、新しく社殿を造つてその大勲を末永く顕彰したいとお考えになつて」と述べている。ここから分かることは①豊国社再興は東照宮との対比が考慮されていたこと、②「王政復古」が契機となつたこと、そして③「宇内各国相雄飛」（海外雄飛の時代）という三点の政治的理由が挙げられていることである。そして、後の別格官幣社創建・列格との関係で注目すべきところは「抑武臣国家ニ功アル皆廟食其勞ニ酬ユ」（「そもそも武臣で国家に功あるものは皆廟に祭祀してその功績に酬っている」）であろう。これが天下人や藩祖などが別格官幣社に祭祀されるそもその根柢になつたのである。したがつて、この「御沙汰」はその後の第四類型の別格官幣社の創建・列格の方向性を定めた重要なものであつたといふこ

とができる。

ところで、そもそも秀吉を祭神とする別格官幣社豊国社の前身である京都の阿弥陀ヶ峰の豊国社ができあがった過程は極めて興味深い。それは一直線にできあがったわけではない。秀吉の神格化そのものを分析することは本稿の課題ではないし、織豊期の専門家でもない筆者の手に余るテーマではあるが、別格官幣社を考察する上で興味深い論点を提供していると考えるので、先行研究¹⁶を紹介、参照しながらいささか私見を述べてみたい。

秀吉が天下人になっていく過程と天下人となり、さらに死に臨んでの遺言と豊国社の創建までを簡単に時系列的に整理すると以下ようになる。

- ① 一五八四（天正一二）年 信長の位牌所として天正寺建立を計画↓中止
- ② 一五八六（天正一四）年 方広寺大仏殿建立を決意↑前年に関白、この年に太政大臣、豊臣姓下賜
- ③ 一五九六（文祿五）年 方広寺大仏殿大地震で倒壊
- ④ 一五九八（慶長三）年 秀吉死去↓秀吉「遺言」披露
- ⑤ 一五九九（慶長四）年 「豊国大明神」神号勅許
- ⑥ 一六〇二（慶長七）年 火災により大仏殿・大仏ともに焼失↓秀頼再建するも鐘銘事件をきっかけに豊臣家滅亡し、豊国社廃絶

①から②の間に秀吉は覇者となり、天正寺建立断念から方広寺大仏殿建立への意義は「国家護持の宗教から民衆支配の宗教」¹⁷への転換があったとする考え方もあるが、ここではその問題に深入りしない。③と④の間には方広寺大仏殿が倒壊した後、善光寺如来を招来したが、死の目前にこれも放棄し、④で後の豊国社につながる新たな動きが始まる。本来なら、①から⑤までの画期の意味とその後の展開を考察すべきであるが、本稿で

は紙幅の関係もあり、あえて④から⑤にかけての時期に限定して秀吉神格化の意味を考えてみたい。

豊国社を問題にする際、死に臨んだ秀吉の遺言がどのようなものであったかが大きなポイントである。そもそも秀吉は、東大寺の大仏殿が松永久秀によって焼き討ちされ大仏本体も大きな損傷を受けていた状況をふまえて、京都に新たな大仏と大仏殿を造立し（方広寺）、自らは「新八幡」として隣接地に神として祀られるという構想を抱いていた。¹⁸しかし、秀吉が死んだ時、朝鮮半島では戦闘継続中であり、その死は派遣軍の撤退が終了するまで半年ほど公表されず、彼の神格化の企図がいかなるものであったかは同時代人にもよく分かっていなかった。『義演准后日記』慶長四年正月五日条には「太閤御所御遠行、旧冬迄ハ隱密之故ニ無其儀、高麗国群兵引取之間披露ノ躰也、大仏ニ鎮守建立、神に奉祝云々、今日ノ風聞：」¹⁹とその間の事情を伝え、同じく同時代の山科言経の『言経卿記』の慶長三年一二月二五日条にはこの大仏鎮守を「東山新八幡社」と記している。²⁰

柳田国男は秀吉のこの「新八幡」を「若宮八幡」と解して「少なくとも古今四百年、国の東西を一貫して、人が若宮として祀られ又之を祀る動機は定まって居た。それが如何様の信仰変化に因って、豊太閤の如き幸福なる武将をして、死して新八幡にならうといふ希望などを抱かしむるに至ったか。甚だ解し難い問題である。」と述べている。ここで柳田がいう「人が若宮として祀られ又之を祀る動機」とは「怨みをもつ亡霊はその勢力圏内では恕し難いため、新八幡＝若宮という特別の名称を用いて、差別を設けた」としている。²¹これは怨霊思想であり、同様の例としては、江戸時代の百姓一揆の指導者「佐倉惣五郎」が神として祀られた例などがある。つまり柳田の疑問は「豊太閤の如き幸福なる武将をして、死して新八幡にならうといふ希望などを抱かしむるに至ったか。」という点にあった。

ここでの柳田の疑問はもつともなものであるが、しかし、そもそも「新八幡」＝「若宮」という図式がこの

場合成り立つのであろうか。つまり大仏殿+新八幡という構想の解釈である。方広寺大仏殿は、建立の経緯は省略するが、一五九一（天正一九）年に柱立式がおこなわれ、一五九五（文禄四）年に完成している。したがって、その発願は建築用材の調達を諸国に賦課した一五八六（天正一四）年頃と思われる。そして、秀吉の死は一五九八（慶長三）年のことである。

いうまでもなく、東大寺大仏殿は聖武天皇の鎮護国家の発願によって建立されたが、一一八〇（治承四）年平重衡の南都焼き討ちで焼失し、後に一一九五（建久六）年頼朝によって再建された。しかし、一五六七（文禄一〇）年松永久秀によって再び焼失し、秀吉が覇権を確立した頃には焼け落ちたまま放置されていた。そこで京都に新たな大仏殿を建てることにしたわけであるが、秀吉の企図が建立の施主＝聖武天皇に倣ったものなのか、再建の施主＝頼朝に倣ったものなのかはつきりしない。しかし、方広寺大仏殿+新八幡という構想は、新たな全国的支配者＝覇者＝秀吉による「国家安泰」を象徴する新しい大仏・大仏殿とその鎮護を企図した「新八幡」であったとは、少なくとも推測しうる。この意味で、「新八幡」とは柳田がいう「若宮」ではなく、秀吉は文字通り「新たな八幡神」となることを企図したのではないかと考えることは可能である。八幡神とは応神天皇の神霊とされ、なおかつ早くから神仏混交して「八幡大菩薩」として信仰され、とりわけ武家の篤い信仰を集めたことは知られているし、境内には別当寺＝神宮寺が置かれた。このことは言い換えれば、秀吉が「新たな八幡神」となって、少なくとも「八幡神」＝応神天皇と並び立つことを企図したと考えられる。百姓生まれの秀吉が豊臣姓を下賜される前は、近衛前久の猶子になって藤原姓を称していたこともあったし、自己の出自を貴種に粉飾し、また「日輪の子」と称していたともいわれている。「新たな八幡神」になろうとしていたと考えてもあまり不思議ではないと考えられる。さらに、いささか深読みすれば、見通しはくらかったとはいえ、当時秀吉の派遣した日本軍は朝鮮半島各地で戦闘継続中であつたことを考えれば、「新八幡」の神号

は神功皇后・応神天皇母子が象徴する「三韓征伐」を意識したものととも考えられる⁽²³⁾。

では何故神号は秀吉が望んだ「新八幡」ではなく「豊国大明神」になったのであろうか。「新八幡」に前記のような企図がこめられていたこと（あるいは、そう解釈できること）に朝廷側は気づいていたと考えられる。それ故、伊達成実の『伊達日記』には「秀吉公新八幡ト祝可申由御遺言ニ候ヘドモ、勅許ナキニヨツテ豊国ノ明神ト祝申候⁽²⁴⁾」とあり、『本阿弥行状記』にも「豊臣殿御老年の後、御他界候は、新八幡と祝はれ度よし、御内々お願ひ有之といへども、日月地に落ず、勅許なく其御沙汰延引之内に御他界⁽²⁵⁾」と記されている。『豊臣政権の京都奉行前田玄以が朝廷に秀吉の遺言を披露した際の『お湯殿の上の日記』には「大かう御すき候につきて。ゆいこんに。あみたのたけに大しやにいわられたきとのことにて。とくせんゐん。てんそうしゆしてひろう申。まえくのれいなと候はんま、よくよく御かんかへ候てよく候はんよしおほせいたさるゝ、よしたなとへ御たんかうのよしあり」とあり、先例の勘案と神社大副吉田家との談合を示唆しており、秀吉側の「新八幡」の神号の申し入れに慎重な様子が見られる。

また、『本阿弥行状記』にある「日月地に落ず」とは「人間として守らなければならない道義や正義がまだ滅びていない」ことの謂いであるから、秀吉の「新八幡」神号要請という「僭上行爲」が実現しなかったことはよかつた、と批判的に述べているわけである。江戸時代には秀吉に対するこうした否定的評価は多かつたようだが、本稿での論点は「新八幡」という神号であるから、「本阿弥行状記」の記述も傍証として採用した。こうしたことから「豊国大明神」の神号宣下と「豊国社」の創建は「服属の瀬戸際にあつた天皇―朝廷の、

秀吉の遺骸に対する反撃であった。秀吉の後継者たちがこれに妥協したため、豊国大明神は新たな補弼家の『始祖』神に位置づけられ、位階制的な神々のパンテオンに編入されてしまったのである」という解釈は極めて示唆的であり妥当であると考えられる。²⁷⁾ 豊臣家側は秀吉の企図に無頓着であったか理解していなかったと思われる。こうして秀吉は「新霸王家の始祖神」²⁸⁾「新八幡」ではなく、新たな補弼家（関白家）²⁹⁾「豊臣家の始祖神」³⁰⁾「豊国大明神」として「八百万の神々」の一つとしてパンテオン（万神殿）の中に安定しておかれることになったのである。また、豊国は豊臣にちなんでいただけでなく、日本の古名「豊葦原中津国」に由来するとも言われているが、この点についてもこれ以上深入りしない。

以上のような経緯から、神号は「新八幡」ではなく、豊国大明神（豊国乃大明神）に決まり、豊国社が創建された。こうして大仏+「新八幡」³¹⁾「国家の安泰+「新霸王家の始祖神」という秀吉本来の構想は、方広寺大仏殿の鎮守³²⁾「豊国社」³³⁾「国土と現体制の守護神」へと変換されてしまったわけである。この変換が朝廷、就中吉田兼見が深く関与して行われたであろうことは、豊国社の神官が萩原兼従（兼見の孫）であり、社僧が神龍院梵舜（兼見の弟）であったことから理解できる。つまり、朝廷側は秀吉を神として祀ることは要求通り実現したが、その神号を変えて意味を吉田神道の枠組みにはめこみ、秀吉の企図を意図的に換骨奪胎したものと考えられる。この点について「豊国社は、豊臣政権が安定的に続く限り、最も高い地位に立つ神社として朝野の尊崇を集め、ことと次第によっては皇室の祖霊を祀る伊勢神宮を凌ぐほどにもなり、両者の対抗関係も起きる可能性があった。」との指摘は重要である。³⁴⁾ このことが、東照宮と伊勢神宮の関係を踏まえていわれていることとはいうまでもない。

以上のことを理解した上で、秀吉を豊国大明神とした宣命の文言に「振兵威於異域之外比、施恩沢於卒土之間須」とあることに注目すべきである。³⁵⁾ 「武威を異域にまで振るう」とは前述のように秀吉による朝鮮侵略（文

禄・慶長の役)のことである。そして「恩沢を地の果てまで施した」故を以て「豊国大明神」という神号を選定した、と述べているのである。一説には「管子」には「豊国」すなわち「覇」とある。いうまでもなく、「管子」は春秋時代に斉桓公の覇業をもたらした管仲の事跡を著したものである。これは斉の桓公が初めて諸侯会盟を主催し覇者の地位を確立した紀元前六五一年の葵丘の会盟について覇者の条件を具体的に述べているところ、〔夫豊国、之謂覇〕(それ国を豊かにする、これを覇と謂う)という一節を指す。「覇者」は当然「武威」により覇業を達成するわけであるから、「豊国」〔覇者〕「武威」という図式が成り立つ。〔30〕この意味において「豊国」は全国を武威を以て統一し、海外にまで武威を示した秀吉の神号であるという宣命の趣旨と通じている。

さて、その豊国社は覇権が家康に移り、その家康によって破却され、それが明治天皇の大坂行幸の際に復活が沙汰されたわけであるが、その際の沙汰書の文言にも「皇威を海外に宣べ、数百年たつてもなお寒心させる、国家に大勲功ある今古に超越するもの」とある。〔31〕「皇威を海外に宣べ、数百年たつてもなお寒心させる」とは前述のごとく、秀吉による朝鮮侵略を指していることはいままでもないが、この一節は創建の際の宣命に根拠があったわけである。

こうして再興は決定されたのであるが、問題はまだ続いた。それは、再興するその社地を京都の墓所(方広寺)があった現在地とするのか、大坂城があった大阪府下にするのかについて政府内でも意見が割れていたことである。そもそも明治天皇が再興の沙汰を出した時とその後の推移には次のような曲折があった。〔32〕

豊太閤之儀ハ御一新之初楠中将ト同様其大勲偉烈ヲ表シ萬世不朽ニ被為垂度 思食ヨリ大坂府下ニ於テ新
ニ神社御建立之 御沙汰有之、尚京都府下ニ於テハ豊国山之廟祠御再興被 仰出別紙第壹号第貳号其後神祇官ヨ

リモ辨官へ申立候趣ニハ候へ共別紙第三号別紙第四号當時御多端續ニテ神社廟祠共造修未タ御着手不相成官祭等モ名ノミニテ遺憾之次第ニ付不取敢豊国大明神舊鎮座地阿弥陀ヶ峰ニ就テ社格ノ義上申ニ及候處六年八月別格官幣社列被 仰出候別紙第五号、随テハ社殿モ於同所御興復可被為在筈、然ルニ同所ハ地形峻峭殊狹隘ニテ連モ官幣社之躰裁難相備、仍テハ大阪行在所ヨリ之 御沙汰ト云ヒ同神在世中因縁ノ地ト云且ハ土地之景況傍以同社宮司ヨリ建言之趣モ候ニ付大阪府下へ遷座再建相伺候處六年十月四日付類似之神社一同取調更ニ可伺出旨六年十一月廿日御指令ニ候へ共同社之儀ハ既ニ社格御定之上ハ速ニ社殿御再興可被為在筈ニ候へ共地形云々ノ旨ヲ以遷座之儀重テ相伺候處六年十二月七日付七年一月廿九日伺候趣大阪府へ遷座之儀ハ聞届候云々官費ヲ以規則通り創立可相成云々御指令ニ付直様大阪府へ相達地所選定度内務省へ打合候折柄、京都府下人民ヨリ嘆願申出候ニ付彼此折衷之見込ヲ以七年四月廿七日伺出候へ共今以御指令無之候別紙第六号、爾後阪府遷座地之義モ内務省ニ於テ異存無之趣ニ付七年六月十日進達度別紙第七号、尚阪府ヨリ連ニ上申之筋候ニ付別紙第八号第九号 同月廿七日史官迄催促申入候處同月末に至リ同社ハ阿弥陀ヶ峰ヲ本社ト定メ制限通り社殿御造立、大阪府下へハ此度限り官費ヲ以別社御創建の御内議史官より示談相成候付：（後略）：

以上、かなり複雑な曲折があつたことがわかる。すなわち、明治天皇の沙汰には、秀吉は維新のはじめに楠木正成と同様に「大勲偉烈」を万世不朽に顕彰したいという天皇のおほし召しによって、大阪に新たな神社を建立し京都の阿弥陀ヶ峰の現在地にも廟祠を復興するとあつた。すると豊国神社の本社はどこらか、という問題が生じたわけである。一八七三（明治六）八月に別格官幣社に列格することが決まり、阿弥陀ヶ峰に社殿を復興するはずであつたが（ということとは本社が京都）、この地は狹隘で官幣社の体裁を備えることは難しいという指摘が大阪の行在所の宮司から出て、大阪に遷座すべき（ということとは大阪に本社を移す）という建言が

なされた。そして内務省も大阪府への遷座に異論はなく、一八七四（明治七）年一月二九日大阪府への遷座は聞き届けられ官費で創立するよう大阪府へも達しそのための地所も選定するよう内務省に打ち合わせていたところ、「京都府下人民」から（遷座反対の）嘆願が出された。神祇官としては両者の立場を「折衷」する見込みで一八七四（明治七）年四月二七日に（太政官に対して）伺いを出したが指令はなかった。そこで太政官辨官局に回答を催促したところ、六月末になって史官から「豊国神社は阿弥陀ヶ峰を本社と定め、大阪府には例外として官費で別社を創建することになった」という回答があった、という次第である。

これによって、王政復古直後に出された布告がようやく実現し、別格官幣社豊国神社が京都の現在地に創建されることようやく決まったわけである。なお大阪の別社は後に京都から分離独立して豊国神社となる。つまり、別格官幣社豊国神社は京都の一家となったわけである。

以上のことから、豊国社再建は①維新直後に明治天皇の「思し召し」として発案され沙汰されたこと、②東照宮の処遇との相対関係が考慮されていたこと（家康に先行する覇者秀吉を祭祀することで東照宮を相対化する）、③要件として天下統一・海外雄飛、などが理由になったことが分かる。

建勲神社の創建

さらに、全体の順番では東照宮、豊国神社、談山神社、護王神社の次になるが、豊国神社の列格から約一年半後に織田信長を祀る建勲神社が列格したのも同様の政治的意図が働いていたと思われる。しかも建勲神社創建は信長の嫡系である天童藩からの働きかけが契機となっている。つまり、最後の藩主が信長への神号宣下を要請し一八六九（明治二）年に建勲神社の宣下を受け、その後翌七〇年に建勲社と改称するように沙汰を受けた。重要なことは、新政府成立早々、藩主からの働きかけがきっかけになって動きが始まり、新政府内にも

東照宮の地位を相対化する必要が生じて、豊国神社に次いで、秀吉、家康に先だつ覇者である信長を祭神とする神社の創建が図られ、神社が創建されたというケースである。⁽³³⁾これは幕府が瓦解したという事態がなければあり得ないケースであった。そして、宣下が出される前に、藩主は戊辰戦争での罪（天童藩は奥羽列藩同盟に参加していた。）を赦免されている。つまり、藩主の罪を許したのも神号を下し神社を創建させたのも天皇であったことを示している。論理構造は豊国神社のケースと同じである。こうして、秀吉、信長という家康に先だつ覇者が神として祭祀され、別格官幣社に列格された。結果的に東照宮の位置はさらに相対化された。

この点に関連してもう一つ強調したいことは、復活した王政＝明治天皇による「親政」とは、信長や、秀吉、家康に象徴される天下統一や秀吉の海外への軍事的進出＝武威をも従わせるものであることがこれらの創建と列格によって明示されたことであると考ええる。もとより、この時期の日本が「帝国」としての統治機構も軍事力も全く保持し得ていなかったことはいまでもないが、秀吉の際の「皇威を海外に宣べ、数百年たつてもなお寒心させる」とあるところに込められていた理念と政治的意図は後の日本の「帝国」としての振る舞いを考える時、無視できないであろう。

五 徳川光圀・斉昭と島津斉彬への神号宣下問題

次に第二類型の「明治維新に貢献した勤王の藩主、公家」を祭神とする神社の創建の動きをみていきたい。一八六九（明治二）年一〇月には後の別格官幣社常磐神社と照國神社の創建に結果的につながる神号宣下の問題が太政官と神祇官の間に浮上した。⁽³⁴⁾

水戸先代

権中納言光圀

同

贈大納言齊昭

鹿兒島先代

薩摩守齊彬

右昨辰年以來神号 宣下ノ御沙汰有之候哉早々御答有之度御掛合候也

巳十月十二日

神祇官御中

辨官

これによると、この三人への神号宣下の議が起こったのは王政復古直後の一八六八年のことであり辨官への神祇官からの回答は次のようであった。⁽³⁵⁾

薩州贈中納言齊彬へ神号云々ノ儀吉田家へ相尋候處別紙ノ通同家ヨリ神号相贈り候事
ニテ勅号ニテハ無之旨申出候此段御承知可給候也

巳十一月七日

神祇官

辨官御中

別紙

右文久三年五月十一日照國大明神卜称候事

贈權中納言從三位源齊彬

これによると、齊彬への神号は維新に先だつて一八六三（文久三）年に吉田家より「照國大明神」の神号が与えられていることと、それは勅許ではないことが吉田家より申し出があつたのでそのように承知しておくように、とある。光圀と齊昭についての回答は添えられていない。新政府としては、水戸藩就中光圀と齊昭の「尊皇」「勤王」は評価に値したであろうが、徳川家の一門であつたためにこの時点では憚りがあり見送られたのかも知れない。しかし、これにより、勅許による神号を求める動きが一方で戊辰戦争が継続中で他方は明治天皇の東京奠都という大変動が続いている中で起こり、それが後に別格官幣社照國神社と常磐神社の創建につながつたことは重要である。なお、照國神社への勅許による神号宣下は一八七二（明治五）年になつてのことである。

また、水戸藩は幕末維新期に藩内の党派闘争が激化し維新後も続いたことが知られているが、それが神号勅許や神社の創建・列格等の支障になつたといわれている。一八七三（明治六）年に士族団の和解がなり、ようやく運動が本格化し社号が常磐神社と定まつた。³⁶そして別格官幣社に列格されたのは照國神社、豊栄神社と同じ一八八五（明治一五）年のことであつた。

六 上杉謙信の祭祀を求める運動

次に第四類型Ⅱに分類される上杉神社の場合を検討してみよう。一八七一（明治四）年一二月に上杉謙信への勅命社号を求める運動が、置賜県の旧藩士士族四〇名によって起こされた。それは藩祖謙信と中興の君主鷹

山を合祀し「勅命社号拝戴仕度」と求めていた。その「願書」には謙信が「王室へ忠勤盡力」したことを一々例を挙げて記した後、「不幸ニシテ病死シ其事成功ニ不至候へ共弱年ノ時ヨリ赤心忠誠 王室ヲ奉戴シ東北ノ豪族ヲ制馭シ 朝綱ヲ維持セシ功勲旧史ニ顕ハレ人ノ所知」とその功績を挙げている。

これに対して一八七二（明治五）年九月五日付で黒田（清綱）教部小輔、宍戸（璣）教部大輔、嵯峨（實愛）教部卿の連名で正院に対して「伺」が出された。そこには次のように述べられていた。

從置賜県上杉謙信儀ニ付別紙ノ通伺出候ニ付事跡篤ト取調候處謙信ノ功業織田豊臣両氏ニハ下等ニ出候へ共槩シテ功臣タル勿論ニ候、地方人民ニ於テモ追々懇願不止得ノ情実相聞エ、且又近來追々功臣列神号宣下ノ類例モ候へハ置賜県申立候通謙信神靈相応ノ神号鷹山合祀ノ廉ヲ以宣下被 仰付候様相見込候、此段御評議相伺候也

これに対する正院の回答は次のようなものであった。

去七月中歴朝諸功臣へ神号 宣下ノ御伺出有之候、其節御差図ノ趣モ有之候條、依テ別紙ハ此儘御返却候也

壬申九月五日

中央 官

教部省御中

つまり、「去る七月に歴史上の功臣に神号宣下の要請があるが、その時には具体的な指図もあるだろうから、

別紙はこのまま返却する」とあり、この時、置賜県士族の運動は実現しなかったのである。³⁷しかし、上杉神社の場合は、旧藩士らが「下から」運動して神号宣下を求めた初期の例になる。当時、「且又近来追々功臣列神号宣下ノ類例モ候ヘハ」とあるように、各地で藩祖を祀る神社への神号宣下を求める動きが活発化していた。そして上杉神社も後に別格官幣社に列格されるわけであるが、その始点がここにあった。しかし、維新後に藩祖や藩主を神に祀る神社の創建が続き、誰を別格官幣社に祭祀するかは政府にとっても重要な問題であり、簡単には対応できない場合もあったわけである。

また維新後に起こった藩祖・藩主を祭神とする神社の相次ぐ創建は、版籍奉還や廃藩置県、藩主家の東京移住などによって従来のアイデンティティを喪失した地域社会が士族を中心にしながら藩祖・藩主を神に祀る神社を中核に再結集する意味を持っていたのではないかと考えられる。³⁸そしてそれは、結果的に明治政府が地域を統合していく大きなチャンネルとして機能したのではないかと考える。

七 歴朝功臣のあつかい

前記史料中にある七月の「歴朝諸功臣へ神号 宣下ノ儀」というのは、「御一新以来地方諸向ヨリ人民ノ誓願ヲ以新社造立神号 宣下等願出候ニ付」という事態が続出していたということが直接的に関係していた。湊川神社が創建されてから、各地から相次いで「歴朝の勤王の功臣」に神号を宣下して欲しいという要求が教部省に持ち込まれるようになり、神祇行政の上から何らかの統一の基準を示す必要が出てきていたのである。實在の人間を神として祭祀する別格官幣社という社格の創出がこうした事態を不可避にした。何故なら、別格官幣社という社格の創出が、幕府・將軍に代わって新たな唯一の政治的・社会的「価値の源泉」となった天皇と地域社会が「勤王」「忠臣」を媒介に直接結びつくチャンネルを開いたからである。

こうした事態を受けて、一八七二（明治五）年七月九日付で教部省から正院に対して「歴朝功臣神號 宣下ノ儀ニ付伺」が教部小輔黒田清綱、教部大輔穴戸璣、教部卿嵯峨實愛の連名で出された。⁽³⁷⁾

歴朝功臣ノ儀御一新以来地方諸向ヨリ人民ノ情願ヲ以新社造立神號 宣下等願出候ニ付過日相伺候處、人民ノ祈願ニ不拘諸功臣位列至當ノ處分取調可差出旨御達有之候ニ付尚勘考ニ及候處、上古以来歴世幾多ノ功臣へ新ニ各社創營一般ノ一般ノ御處分有之候儀ハ素ヨリ不容易儀ニ付現今衆庶追慕ノ厚志ヲ以神社造立神號等願出候中其生前王事ニ勤勞功德尤著キ分ノミ差向先左ノ通神號 宣下有之可然哉、尚其他類似ヲ以願出候向有之候ハ、其節々事歴取調其功業ノ厚薄ニ依り御取捨有之可然儀ト致商議此段相伺候也

壬申七月九日

要旨は、「その生前に王事に勤めた功績が顕著な者のみに神号を宣下するようにすべきであるから、願い出があった場合には、一つ一つ事歴を取り調べ功業の程度によつて神号宣下をする、しないを決めるべきである」という内容であった。

「この「伺」に対して七月二十九日、正院は太政官の最高執行機関として次のように回答した。⁽⁴⁰⁾

鎌倉宮始六社社格ノ儀并但書共 御沙汰ニ不被及候、新田義貞社始六社神號 宣下不被仰付候條神號願出候向ハ其省ニ於テ取糺シ不都合無之候ハ、聞届事

正院は「其省ニ於テ取糺シ不都合無之候ハ、聞届事」としている。つまり基本的には教部省の「其節々事歴

取調其功業ノ厚薄ニ依リ御取捨有之可然儀」という基本方針を支持していることになる。

ここにいう鎌倉宮（護良親王）始六社とは井伊谷宮（宗良親王）、湊川神社（楠木正成）、豊栄神社（毛利元就）、健功神社（建勲神社 織田信長）、豊国神社（豊臣秀吉）、東照宮（徳川家康）のことであり、正院ハ「右各社贈官位神號 宣下有之既ニ湊川神社別格官幣社ノ定アリ是ヲ標準シテ餘ノ六社相当ノ社格御定有之度事」と回答している。これによつて豊栄神社、建勲神社、豊国神社、東照宮が別格官幣社に列格される途が具体的に拓かれたのである。しかし実際の列格時期はそれぞれ異なっている。ただし、東照宮については前述のように「宮號」は「先皇及皇子皇后ノ神社ヲ除ノ外不相當ニ付自今東照宮ノ儀モ東照神社ト改號有之度候」と改称ヲ求められていたが、結果的にそのままになった。また、鎌倉宮と井伊谷宮は前述のように官幣中社に列格されることになる。

この時点で「歴朝功臣」で神号宣下を求めていた前記以外の神社は次のとおりであった。⁽⁴⁾

新田義貞社 「藤島神社ト 宣下可有之哉」

新田義興社 「神號伺中ニ付矢口神社ト可相定哉 但宣下ニ不及候歟」

名和長年社 「名和神社ト 宣下可有之哉」

菊池武時社 「旧神祇省へ伺ノ上菊地神社ト號ス更ニ 宣下可有之哉」

上杉謙信社 「神號 宣下願中ニ付新タニ神號選定 宣下可有之哉」

島津齊彬社 「菅吉田家ニ就テ照國神社ト称ス：（中略）：豊栄神社同等ノ格也更ニ宣下可有之哉」

ここに挙げられた六社のうち新田義興社（矢口神社）を除いて五社が「神号宣下」を受け後に別格官幣社に列格している。藤島神社の列格は一八七六（明治九）年のことであるが、矢口神社が宣下を受けられなかったのは、先述のように「事歴取調其功業ノ厚薄ニ依リ御取捨有之可然」という方針の結果である。つまり、宣下

を受け別格官幣社に祭祀された五人より、「功業」が軽いと評価されたためであった。以上見てきたように、一八七二（明治五）年は別格官幣社と建武中興関係の神社を中心として神祇行政上の大きな画期であったことが分かる。

〔註〕

- (1) 『太政官日誌』慶応四年、第三卷、二三頁、第二二、戊辰閏四月
- (2) 『公文録』明治五年、第五三卷、一三
- (3) 同前
- (4) 『公文録』明治五年、第五四卷、三八
- (5) 『公文録』明治五年、第五四卷、四四
- (6) 以上、『公文録』明治二年、第三卷参照、一九
- (7) 同前
- (8) 同前
- (9) 『公文録』明治五年、第五三卷、七
- (10) 同前
- (11) 『公文録』明治六年、第六一巻、第一三三号六
- (12) なお教部小輔黒田清綱は旧薩摩藩士で黒田清輝の養父、華族令制定で子爵。帝国議会開設にともない貴族院議員。教部大輔宍戸璣は旧長州藩士で藩儒山縣太華の養子となりさらに家老宍戸家の養子となり別家の宍戸家をたてる。華族令制定で子爵。帝国議会開設にともない貴族院議員。また、教部卿嵯峨實愛は正親町三条家を改名した。神祇省の教部省改組にともない初代教部卿となった。侯爵。このように、発足当時の新政府は倒幕派の旧藩士や公家たちが中心であったが、就中薩長出身者の勢力は大きかった。

- (12) 同前
- (13) 一八六九(明治二)年一月二三日付の辨官から神祇官への「伺」、前掲『公文録』明治二年、第三巻、一九
- (14) 『太政官日誌』第一八、橋本博編『維新日誌』第一巻、四六頁、なお『公文録』明治六年、第六六巻にも同じ史料が収録されている。
- (15) 『明治天皇大阪行幸誌』、七五頁(市立大阪市民博物館、一九二一年) 国立国会図書館デジタルコレクションより。この沙汰書の原案を起草したのは木戸孝允であるが、岩倉具視の意を受けてのことであったと森岡清美は指摘している。(森岡「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建(続)」一七頁の注(五) 参照。ただし、本稿執筆にあたってこの点は原典に当たつての確認はできなかった。
- (16) 本稿では主に以下の業績を参照した。
- ・宮地直一「豊太閤と豊国大明神」、『神祇と国史』所収、一九二六年
 - ・魚澄惣五郎「豊国神社破却の顛末」、『古社寺の研究』所収、一九七二年
 - ・河内将芳「豊国社の成立過程について―秀吉神格化をめぐって―」、『ヒストリア』第一六四号、一九九九年
 - ・三鬼清一郎「豊国社の造営に関する一考察」、『名古屋大学文学部研究論集 史学』第三三号、一九八七年(三鬼論文(1)と略記)
 - ・三鬼清一郎「方広寺大仏殿の造営に関する一考察」、永原慶二他編『中世・近世の国家と社会』所収、一九八六年(三鬼論文(2)と略記)
 - ・大桑斉「天正寺の創建・中絶から大仏造営へ―天正期豊臣政権と仏教」、『大谷学報』第六二巻二号、一九八三年
 - ・西山克「豊臣「始祖」神話の風景」、『思想』八二九号、一九九三年
- (17) 前掲大桑論文、四〇頁
- (18) 従来は、宮地論文にあるように、豊国社以外は俗称、仮称であると考えられてきたが、同時代の『義演准后日記』、『イエズス会日本年報』、『言経卿記』や後世の史料などによって、東大寺大仏殿の鎮守手向山八幡に倣つて自らを「新八幡」として祀るように、というのが秀吉の遺志であったことが、三鬼論文(1)、河内論文、西山論文などで実証されている。

また、ルイス・フロイス『日本史』の豊臣秀吉編の最後に「附録」として収録されている「フランシスコ・パシオ師の『太閤秀吉の臨終』についての報告」には「こうして太閤様は、以後は神（この名は存命中に徳操と戦において優れていた偉大な君侯たちの特性であり、死後はデウスたちの仲間に加えられると考えられています。）」の列に加えられ、シンハチマン、すなわち、新しい八幡と称されることを望みました。なぜなら八幡は、往昔のローマ人のもとの軍神マルスのように、日本人の間では軍神として崇められていたからです。』（『定訳フロイス日本史 五』豊臣秀吉編Ⅱ所収、三〇〇頁、なお引用は中公文庫版より。）とあるように、新八幡が神名であるとしているが、その理由は軍神マルスに例えられている。これは八幡神が武家の尊崇を集めてきた「軍神」と考えられていたことをふまえているが、筆者は本稿で述べたように、秀吉が新八幡にこめた企図は「新覇王家の始祖神」であったと考えている。

(19) 『史料纂集 義演准后日記』第二卷、八頁

(20) 『言経卿記』慶長三年一月二六日条

(21) 以上、柳田国男「人を神に祀る風習」、『定本柳田国男集』第一〇卷所収、四七八頁参照。

(22) くわしくは前掲三鬼論文(2)参照。

(23) 他方、関白太政大臣として、律令制官職体系の内部に止まって支配を正当化したことも事実である。事実上の新しい王権⇨豊臣家と天皇制の関係は未だ解けない問題を残している。この点、前掲西山論文参照。

(24) 伊達成実『伊達日記』下、『群書類従』第二二輯所収、二五九頁、卷第三九〇

(25) 『本阿弥行状記』、『本阿弥行状記と光悦』所収、一一九頁

(26) 『お湯殿の上の日記』慶長四年三月五日条、『續群書類従・補遺三』第九卷所収、九〇頁

(27) 前掲西山論文、九五頁

(28) 前掲三鬼論文(1)、一一頁、なお今谷明『武家と天皇』（一九九三年、岩波新書）の第五章「宗教的権威への挑戦―神号と紫衣をめぐる―」の前半部分は東照大権現をめぐる諸問題を取り扱っており示唆を受けた。

(29) 一五九九（慶長四）年四月一七日の宣命使正親町季秀の宣命の原文は「壬生家官符留」（『古事類苑 神祇部三』所収）、ただし引用は前掲宮地論文三一七頁より。

- (30) 前掲河内論文に示唆を受けた。六八頁参照。『新釈漢文体系 四三 管子 中』頁
- (31) 「御親征行幸中在所日記」第七号、(『維新日誌』巻二、附録、二〇頁)
- (32) 「豊国神社造立之儀ニ付上申」、『公文録』明治八年、第六九巻、一
- (33) 明治維新时期に藩主を祀る神社の創建が相次いだ、これに関して詳しくは森岡清美の以下の論考を参照した。
 ・「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建―旧藩主家の霊廟から神社へ、地域の鎮守へ―」(『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』第四一号所収、二〇〇七年) 以下森岡論文(1)と略記
 ・「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建―旧藩主家の霊廟から神社へ、地域の鎮守へ―」(『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』第四一号所収、二〇〇七年) 以下森岡論文(2)と略記
 森岡は天童藩の動きを「織田信長の偉業を顕彰することによって徳川家康の霊威の相対化を図った政府の勸奨を契機とする」と指摘している。(森岡論文(2)一四四頁参照。)
- (34) 『公文録』明治二年、第三巻、一六
- (35) 同前
- (36) 前掲森岡論文(2)、九六頁参照。
- (37) 以上、『公文録』明治五年、第五四巻、一一一
- (38) 特に森岡論文三(1)は、「版籍奉還から廃藩置県に至る過程で起きた大名家大イエの崩壊、それに伴う大名家小イエの藩士小イエ群からの分離」に注目して「これまで公のイベントであった大名家大イエの先祖祭祀が大名家小イエの私事となり、公のイベントであった時代に深く関与していた旧藩士族たちはそれから排除されることになったため、彼らは心情的拠点を再建しようとして、あるいは旧主家の先祖を祀る神社を新たに創建し、あるいは旧主家の先祖を祀る既存の霊社を譲り受けて、旧藩士民公共の神社としたのである。」と指摘している。(一三〇頁参照) これは本稿の第Ⅱ類型の藩祖を祀る神社の成立事情を個々に分析する時には極めて示唆的であると考える。
- (39) 『公文録』明治五年、第五四巻、一〇
- (40) 同前、前記「伺」の後に朱書きされている。

(41) 同前、なおこの史料によると、神号宣下を願い出たのが旧藩主・藩知事であったのが藤島神社、名和神社、菊地神社。

第三章 別格官幣社の相次ぐ創建と列格

一 護王神社・談山神社の列格

別格官幣社を考察する時、注目すべきなのは、祭神が神話上の神や天皇ではなく、実在の人物である「人神祭祀」であることである。その例として古くは菅原道真を祀る天神社がすぐに思い浮かぶが、これは道真を天神・雷神と同一視して祭祀するものであり、道真は罪なくして左遷され不遇の内に死んで「崇り神」として恐れられ祭祀されたわけであるから、早良親王や崇徳上皇などと同じく怨霊信仰の系譜でとらえたほうがよいように思われる。事実、北野神社や太宰府神社（天満宮）は別格官幣社ではなく、「格上」の官幣中社に列格されている。

「忠臣顕彰」と「人神祭祀」という点からみて、第一類型に一番近いのは第三類型の「古代より勤王の功ある者」を祭神とする神社であると思われる。藤原鎌足（談山神社）は乙巳の変で中大兄皇子を扶け、和氣清麻呂、広虫弟姉（護王神社）は道鏡の篡奪から皇位を守り、藤原秀郷（唐沢山神社）は新皇を名のつて板東で反乱を起こした平将門を討った、などの理由で「天皇制を守った人物」として祭祀されたわけであるから、第一類型の神社の祭神とは極めて親近性が強い。

さらに重要なことは、実在の人物を神に祀った第三類型の神社が歴史的に先行して存在していたことが、他の類型の神社の創出を容易にしたと考えられることである。この点について前掲西山論文が興味深い指摘をし

ている。秀吉を神に祀るといふ発想のモデルは「統一政権の出現に先だつ室町―戦国期の社会の中にも確かに存在した。念頭にあるのは鳴動する『始祖』たちの遺骸、あるいは『始祖』たちの靈廟である。」⁽¹⁾として、京都の將軍塚、男山（石清水八幡宮）、摂津の多田院（多田神社）、後鳥羽院御影堂（水無瀬神宮）、大和の多武峰（談山神社）などが挙げられている。將軍塚は伝承では祀られているヒトガタは坂上田村麻呂ともいわれおり実在の人物である。多田院は神仏分離以前は神仏混淆していたことは多武峰と同様であり、源満仲を祀っているが清和源氏の発祥地であり靈廟とされてきた。後に頼光も祀られた。足利尊氏も清和源氏であり、義詮によって尊氏の分骨が納められた。多田院はいわば清和源氏の氏神的存在であった。源氏はいうまでもなく「王氏」である。男山八幡宮は応神天皇と神功皇后そして宗像三女神を祀っており朝廷の篤い尊崇を得ていた。そして「不気味な呪力を秘めたこの五箇所の靈場が、いずれも『王家』や補弼家の『始祖』を祀る場、あるいはそれに準ずる場として觀念されていたこと」⁽²⁾を指摘している。西山はこれらが鳴動したことを諸史料から引用しているが、特に本稿との関連では多武峰の鳴動が、撰関家にとって「始祖」からの「警告」と受け止められていたと述べている。⁽³⁾そしてさらに「『大織冠』藤原鎌足の神格化の様相が、豊国大明神のそれと符合している」と指摘している。⁽⁴⁾つまり、藤原鎌足⇨正一位大織冠大明神⇨多武峰（談山神社）が関白太政大臣豊臣秀吉⇨正一位豊国大明神⇨豊国社（豊国神社）の先行モデルであるというのである。⁽⁵⁾これは興味深い指摘である。もつとも、先述のように談山神社は多武峰として仏教色が強かったため、談山神社となったのは神仏分離以降のことである。また、唐沢山神社の創建は一八八三年のことである。

第三類型の談山神社、護王神社が早い時期に別格官幣社に列格していることは、古代より王事を扶ける「忠臣」がいたことを広く知らしめ、それを列格することによって「顕彰」することが「尊皇」「勤王」「忠君」などの思想の拡大強化につながり、王政復古に資すると考えられたからであると推測される。

談山神社は八世紀初頭にはすでに存在していた古社であり、祭神の藤原鎌足は周知のように乙巳の変で天皇をたすけた功労者でもあった。談山神社という名称も二人が蘇我氏討伐計画を「かたらったやま」に由来するともいわれている。創建時期からいえば、延喜式神名帳の成立に先だつ古社であるが式内社ではない。というのも、その性格は創建当初より神仏習合の色合いが濃く、一八六九年の神仏分離令以前は寺院とされており、その後僧侶が還俗して談山神社となった経緯があった。そしてこれもいうまでなく、鎌足は藤原氏の文字通りの始祖である。天智天皇の協力者としては「忠臣顕彰」の範疇に入るが、子孫は平安時代に入れば天皇の外戚として摂関となり、内覧の権限をもって天皇に代わって政務全般を総覧した経緯があった。この点では、藤原氏、特に北家摂関流は幕府に先だつ天皇親政の最初の制度化された阻害者であつて、これをどう評価するかが問題であるが、ともあれ談山神社は近代社格制度が創始されて、湊川神社が別格官幣社に列格された後、天智天皇の協力者として「忠臣顕彰」の範疇に入れて別格官幣社に組み入れられたと考えられる。つまり、「王政復古」とは幕藩体制の否定であると同時に、近世までの常態であつた摂関制の否定でもあり、朝廷の事実上の主催者であつた藤原北家摂関流といえども最も天皇家に親しい皇室の藩屏としてのみ存在を許され、その始祖神¹¹鎌足を祭神とする談山神社が別格官幣社に組み入れられたと考えられる。

他方、護王神社は和気氏が創建した神護寺境内に祀られた護王善神社が前身であるが、祭神の和気清麻呂は奈良時代末期のいわゆる宇佐神宮神勅事件に際して、身は流罪になりながらも道鏡の皇位篡奪を防いだことから、幕末の一八五一（嘉永四）年に孝明天皇によって護王大明神として正一位の神階を与えられた。これは朝廷の権威回復の具体的な表れであつた。その間の事情を一八七三（明治六）年一月二日に教部大輔穴戸璣から右大臣岩倉具視に宛てた「伺」には次のように記している。¹²

天日之嗣永無絶、其忠烈不亦偉乎、是以公薨後一千五十三年、先帝即位之五年、追贈一位護王神号、以表其忠節可謂美事、突然當時政權在幕府、故雖有聖意蓋不能舉、興造公之神社之盛典也、今也皇政維新百廢悉興、而公祠猶荒廢埋没于枯樹落葉之中、豈不慨嘆之至乎

「當時は幕府に政權があつたので、天皇の意思も実現できなかつたが、今こそ天皇親政の時、古いものを廃して悉く新しく興すべきなのに、神社がいまだ荒廢し落ち葉の中に埋もれているのは嘆かわしい」とは、まさに近代初期の社会的思想的雰囲気をよく表している。

こうして、一八七四（明治七）年護王神社と改称され別格官幣社に列格した。次いで、一八七六（明治九）年三月に教部大輔宍戸璣から太政大臣三条実美に宛てて「伺」が出されている。^⑦それは、護王神社への法均（和氣広虫の法名）と藤原百川、路豊永の合祀を求めているのであるが、そこには「社宇再造之上ハ湊川建勲両者ノ例ニ随ヒ三氏共同殿へ合祭御聞届相成候様致度」とあるように、それまでに湊川神社には主祭神正成以外に、正行、正季他一六名ガ配祭神として祀られており、建勲神社には信忠が配祭神として祀られ、それにならって共同殿で三人の合祭を提議している。

このように、先例が積み重ねられて制度ができあがっていった。そしてその合祭の妥当性を証明するために宮司、権宮司からの「上申書」と「考證書」が「伺」に別添で付けられていた。「上申書」には、宇佐八幡神勅事件で広虫が備前国に配流されたが光仁天皇即位後召し帰えされ、清麻呂共々高位を与えられたこと、百川は清麻呂の忠節を愍れみ大隅国に流罪となつた清麻呂に経済援助をしたこと、豊永は清麻呂の志を励ましたことなど「歴史ニ審ナレハ今更論ヲ俟サルナリ、故ニ格別ノ御詮議ヲ以テ」広虫は清麻呂と同床に合祭、百川、豊永は撰社に鎮祭するように求めている。そして「考證書」の方は「日本後紀」などの史書から採つた「功績」

を付け添えている。こうした経緯を経て翌一八七六（明治九）年三月二〇日に「伺之通」聞き届けられ、合祭がおこなわれた。さらに一八八六（明治一九）年に明治天皇の勅命で京都御所蛤御門近くの現在位置に社殿が移された。

ここまで見てきた別格官幣社の創建と列格の経緯から、天皇は鎌足や清麻呂、正成や秀吉、信長など文武百官の上に君臨する存在であることを示したわけである。その列格の理由は「王事」を扶け、「天下を統一」し「武威を異域に示した」ことである。

二 別格官幣社の序列原理

前記のように第三類型の談山神社、護王神社が相次いで別格官幣社に列格され、さらに第四類型Ⅰの建勲神社も列格され、数が増えてくるにつれてその序列を定めることが求められた。そのため、一八七五（明治八）年四月二八日に教部大輔穴戸璣から太政大臣三条実美に宛てて「伺」が出された⁽⁸⁾。それには次のようであった。

別格官幣社順序之儀ニ付伺

七年十二月談山神社護王神社別格官幣社ニ被列今般建勲神社モ同様被仰出候處、別格官幣社之儀ハ孰レモ其祭神之年代新古判然致居候事ニ付、自今別紙順叙ヲ以取扱候方當然ト存候條當省達案相添此段相伺候也

別添の「達案」には「別格官幣社之儀自今左之順序ヲ以取扱候條此旨相達候事」とあり談山神社 護王神社 湊川神社 建勲神社 豊国神社 東照宮の順が示されていた。

これに対して同年五月八日に「伺之通 但管轄地方廳へモ可達事」という返事があり、これが五月一三日付の「達書甲第五号」として関係府県に指示された。その趣旨は、別格官幣社の序列は祭神の没年の古い順という原則を示したものであった。これ以降新たに別格官幣社に列格される神社が増える度に東照宮の序列は下がる一方になっていった。何故なら維新期の藩主は例外として、建武新政関係の祭神は当然家康に先だっていたし、信長、秀吉はいうまでもなく、上杉謙信、前田利家など第四類型Ⅱの祭神も没年は家康より早いからである。

この意味では、靖国神社の序列は最も下位に来ることになる。とすれば、この序列にどんな意味があるのかを改めて問われなければならないが、本稿では序列の問題は祭神の没年順という原則が立てられたことを確認するまでとしたい。

三 建武新政関係の別格官幣社創建と列格

湊川神社から順次創建・列格の過程をみてきたが、第九番目の靖国神社は別にして、その後第六番目から第一二番目まで建武新政関係と南北朝期に後醍醐・南朝側で戦った者たちを祭神とする別格官幣社が次々と創建され列格していった。一八七六（明治九）年に藤島神社、次いで一八七八（明治一一）年に名和神社と菊地神社、一八八二（明治一五）年までに阿部野神社、結城神社、小御門神社が別格官幣社に列格した。

そしてその後、一八八五（明治一八）年に靈山神社、さらに、一八八九（明治二二）年に四條畷神社、そしてかなり遅れて一九二八（昭和三）年に北畠神社が列格され第一類型の建武新政・南朝関係は一〇社となった。中でも、北畠親房、顕家、顕能など北畠親房父子だけで三社、楠木正成、正行、正季など楠木一党で二社であり、南朝の「忠臣」の中でも一族一党を挙げて奮戦した北畠、楠木両家の神社で建武新政関係の半数を数える

ことは、そこに表れている後醍醐天皇と南朝への「滅私奉公」が高く評価された結果と考えざるを得ない。特に北畠親房・顕家父子は一社限りという原則に反して阿野野神社、靈山神社二社が創建されている。新田一族も義貞、脇屋義助兄弟をはじめ一族挙げて奮戦しているが、北畠、楠木に比してそのあつかいは先の矢口神社への宣下却下もあわせてやや手薄いとも感じられる。その理由はよく分からないのだが、徳川家が新田氏の後裔を自称していたことと何か関係があるのかもしれない。

また、神社の起源をたどると、名和神社は一七世紀半ばには地元（鳥取県大山町）に小祠が造られていたし、菊地神社は明治初期に熊本県から新政府に出仕した長岡護美が加藤清正と菊地氏のための神社創建を建言し採用されたて創建された。小御門神社も明治初期に地元（流罪となってその地で死んだ千葉県成田市）から神社創建運動が起こされた。総じて、地元民や旧大名家などから起源となる施設が造られたり、創建の運動が起こされている。その際、後醍醐・南朝側への貢献が理由とされたことはいうまでもない。

これらの神社が創建・列格されていった一八七六（明治九）年から一八七八（明治一一）年初頭にかけては、神風連の乱、秋月の乱、佐賀の乱、そして西南戦争へと続く士族反乱の頻発した時期であり、一八七八年五月には大久保内務卿が暗殺されている。さらに竹橋騒動も起こるなど、政治的軍事的に危機的状況にあった。こうした時期に後醍醐・南朝側で戦って敗死した人物を祭神とする三つの神社が「勤王」を評価されて別格官幣社に列格された意味は政治的にも大きかったと考える。

七 照國神社・常磐神社・豊栄神社の列格と山内神社の列格

次に第二類型に入る諸社であるが、照國神社（祭神Ⅱ島津斉彬）、常磐神社（祭神Ⅱ徳川光圀・徳川斉昭）の列格はこの第二類型の性格上理解しやすい。斉彬は早世したが一橋慶喜擁立派で広義の公武合体派であると

考えられるが、薩摩藩主として西郷などを登用し政治の表舞台に送り出した点では重要な役割をはたした人物でもある。薩摩藩にとっては維新への出発点となった人物といえよう。死後、前述のごとく吉田神道で祭祀されていたが、久光と島津藩を継いだ忠義父子が願い出て孝明天皇より改めて「照國大明神」の神号を与えられた。常磐神社については水戸学が維新に与えた影響、就中『大日本史』編纂事業や尊皇思想が評価されたものと考えられる。

ここで考えなければならぬのは、なぜ戦国時代の毛利元就という維新时期に無関係の人物を祭神とする豊栄神社の列格が照國神社、常磐神社と同時期なのかという問題である。はつきりしたことは分からないのだが、筆者は薩長のバランスを考慮した結果ではないかと推測する。

すなわち、斉彬や斉昭と同列に考えれば、長州藩では毛利敬親ということになる。しかし、敬親の没年は一八七一（明治四）年で、有志らによって祭祀されたのは一八七三（明治六）年のことであり、社殿も豊栄神社の境内であった。それは当初は摂社のような扱いであったのかもしれない。その後、社殿を移し（豊栄神社の隣接地）その地名を採って野田神社となったのは翌年のことであり、ようやく県社に列格されたのが一八七六年のことであった。こうした事情と、薩長のバランスを考慮して元就を祭神とする豊栄神社が照國神社と同時期に列格されたと考えられる。その毛利元就は正親町天皇の即位に当たってこれを経済的に援助した朝廷崇敬を評価され、明治天皇から一八六九年に豊栄の神号を与えられているから第二類型、第三類型、第四類型の何れにも該当するとも考えられる。

次に、現在の旧別格官幣社山内神社（そのように表示されている。）は藩祖山内一豊とその婦人をはじめ、歴代藩主を祭神としているから第四類型に入ると思われがちだが実はそうではない。神社の起源は一八〇六（文化三）年、第一〇代藩主豊策が、初代藩主一豊とその婦人、第二代藩主忠義（一豊の弟康豊の子）を祭神

とする藤並神社を高知城内に造ったことにある。その後、第一六代藩主豊範（容堂の子で最後の藩主）によって現在地に移され山内神社と改称された。この時、第三代から第一四代までの藩主も合祀された。

ところがその後、一九三二年（昭和七）年に第一五代藩主豊信（容堂）と次代の豊範の明治維新での功績を顕彰する神社を新たに造営することになり、前記一豊以下を藤並神社に移し、改めて豊信を祭神とする山内神社を現在地に新築した。これが一九三四（昭和九）年に別格官幣社に列格されたわけである。しかし、両神社とも戦災で焼失した。その後一九七〇（昭和三五）年、山内神社は再建され、この時、藤並神社の歴代藩主等も合祀され現在に至っている。つまり現在、旧別格官幣社山内神社と呼ばれている神社はいくつかの画期を経て現在に至っていることが分かる。

これをまとめると、先ず①創建期の藤並神社であった時期、ついで、②幕末・維新时期に山内神社と改称され、現在地に移された時期（この時、歴代藩主も合祀された）、③一九三四年に別格官幣社に列格された時期（この時、それまでの祭神を再び藤並神社に移し、山内神社は豊信のみを祭神とした）、さらに④一九七〇年に社殿が再建され、藤並神社に祀られていた歴代藩主と一豊夫人らもすべて合祀された山内神社となった時期である。そして④期の姿が現在の旧別格官幣社山内神社である。

この一九三四年の列格時の資料⁹⁾によると、「本社ハ昭和七年二月十三日創立許可シタル神社ナリ其ノ祭神山内豊信ハ高知藩第十五代ノ主タリ其ノ資英邁夙ニ勤王ノ志篤ク終始邦家ノ為貢獻スルトコロアリ」とあり、続いて容堂の維新时期の活動を概括して「上述ノ事歴ヲ按スルニ豊信ハ維新の大業ヲ輔翼シ国家ニ特別顕著ナル功アリシモノト認メラルルヲ以テ山内豊信ヲ祭神トスル本社ヲ別格官幣社ニ列セラレ祭神ヲ山内豊信座敷ヲ一座ト被 仰出度右謹ミテ奏ス¹⁰⁾」と結論づけている。ここから分かることは、山内神社が別格官幣社に列格した時は、容堂のみを一座として祭祀するとされており、子息の豊範は後に合祀された。つまり、別格官幣社山内

神社とは当初豊信（容堂）のみを祭神とした神社であつて、後に豊範も合祀されたものであつて、現在の旧別格官幣社山内神社とは同じものではないことが分かる。現在の山内神社は確かに旧別格官幣社であるが祭神に前述のような異動があり、山内神社が別格官幣社であつたのは③の時期だけである。^①

また、この一件書類には参考資料として次の文書が添付されていることが重要である（句点は引用者が付けた^②）。

参考 官国幣社昇格内規（抄）（大正二年十一月六日秘第二五五号内務大臣送付）

別格官幣社

国乱ヲ平定シ国家中興ノ大業ヲ輔翼シ、又ハ国難ニ殉セシモノ、若ハ国家ニ特別顕著ナル功労アルモノニシテ萬民仰慕シ其功績現今已ニ祀ラレシモノニ比シテ讓ラザルモノ、但シ一神一社ニ限ル

これが別格官幣社への列格の条件であり、豊信の場合は上記引用文のとおり、「国家ニ特別顕著ナル功労アルモノ」が適用されたことが分かる。

容堂は周知のように幕末四賢侯の一人で、他にこの中では松平慶永（春嶽）を祀る福井神社が別格官幣社に列格されたのが一九四三年のことで、その後敗戦を迎えて国家神道そのものが廃止されたので、別格官幣社は福井神社の列格が最後になった。島津斉彬はすでに照國神社に祀られている。残る一人、伊達宗城は伊予宇和島一〇万石の大名であつたが、宇和島伊達家は華族に列した時は石高に基づく家格どおり伯爵であつたが、次代の宗徳の時に宗城の幕末維新期の功績を認められて侯爵に昇叙されている。宗城は死後、鶴島神社に祭神と

して祀られたが別格官幣社には列格されていない。なお、鶴島神社は現在、南予護国神社となっている。何故、幕末四賢侯を祀る神社で鶴島神社だけが別格官幣社に列格されなかったかは、はっきり分かっていない。考えられる理由の一つは、列格を求める地元をはじめ各界からの運動が弱かったことがあるかもしれない。また、福井神社の列格が一九四三年であることを考えれば、もし敗戦がもっと先であったら可能性はなかったとはいえない。

この第二類型には、薩長土肥の維新期の藩主がすべて含まれている。この意味でも藩閥政治を反映した政治的意図がこめられていたといえよう。

〔註〕

- (1) 前掲西山論文、九〇頁
- (2) 同前、九一頁
- (3) 同前九四頁参照
- (4) 同前
- (5) 誰にとつて先行モデルであったかという点、朝廷と吉田家の名を挙げている。筆者も前章豊国社のところでも述べたように、その考えに同意である。
- (6) 『公文録』明治六年、第六六卷、第三七号八
- (7) 『公文録』明治九年、第四九卷、六
- (8) 以上、『公文録』明治八年、第七一巻、教第六
- (9) 「山内神社ヲ別格官幣社ニ昇格ノ件」、『公文類聚』第五八編、昭和九年、第四五卷、一七
- (10) 同前「上申書」参照、内務大臣山本達夫から内閣総理大臣斎藤實へ宛てたもの。
- (11) この点に関して、旧別格官幣社山内神社（つまり現在の山内神社）の祭神は別格官幣社であった時期には豊信と豊範だ

けを祭神としていたわけであるから、初代一豊とその婦人、二代から一四代の藩主は別格官幣社の祭神の範疇からは外れているわけである。第四類型Ⅱの前田利家を祭神とする尾山神社の場合は、その婦人は摂社に祀られていて別格官幣社の祭神と合祀されているわけではない。これは湊川神社の場合も同じである。つまり、同じ旧別格官幣社であってもそれぞれの事情によって祭神に異同があり、一様ではないので注意を要する。

(12) 前掲「山内神社ヲ別格官幣社ニ昇格ノ件」、『公文類聚』第五八編、昭和九年、第四五巻、一七

まとめにかえて、一八八二(明治一五)年の画期的意味

このような経緯で、一八八二(明治一五)年までに約半数の神社が列格された。この年は別格官幣社を考察する時、一八七二(明治五)年に次ぐ重要な意味を持つていたと考えられる。前記の表のとおり、靖国神社の列格が一八七九(明治一二)年で、次の阿部野神社の列格が一八八二(明治一五)年であり、間が三年近く空いている。その間は、自由民権運動や藩閥間の対立や政治的混乱期にあり、それが明治一四年の政変で一応の政治的決着をみて薩長藩閥政府が確立した後、一八八二年中に相次いで第一類型三社、第二類型二社を中心に六社も列格されている。これは、政府が薩長中心の藩閥によって安定し、やや効率的に運営されるようになったことと無関係ではないと考えられる。

こうして一八八二(明治一五)年までに別格官幣社を構成する五つの類型の神社が創建され列格された。第一類型では名和、菊池、阿倍野、結城、小御門などの各社が一八八二年までに列格している。その後、この類型では藤島、霊山、四條畷、北畠の四社が列格され、湊川神社とあわせて一〇社となり、建武新政・南朝関係だけで全体の約四割を占めることになった。第二類型に入るのはその後、肥前、長州、土佐、福井の各藩の幕

末維新期の藩主が祭神の佐嘉神社、野田神社、山内神社、福井神社の四社が列格した。次に第三類型に入るものとして、唐沢山神社が周知のように平将門討伐の功で列格され、それ以降第三類型はない。第四類型Ⅰは久能山東照宮が列格し、その後は第四類型Ⅱの藩祖が祭神の神社が列格された。上杉神社（上杉謙信）、尾山神社（前田利家）など皆家康より先に没しているので、序列は東照宮より上になる。

ここで改めて別格官幣社における一八八二年の意味を考えてみたい。この時点まで別格官幣社に列格した神社はあわせて一五社、類型一から五まですべての類型が含まれている。政府には多くの地域から地元出身の人物を神に祭り別格官幣社に列格して欲しいという陳情の類いが寄せられていた。そこで官幣社として祀る基準を明らかにする必要に迫られた。一八八二（明治一五）年一月二十五日の山口県、茨城県、鹿児島県、内務省、宮内省それぞれへの「達」¹によれば、豊栄神社、常磐神社、照國神社について、「右別格官幣社ニ被列候条此旨相達候事」と通知し次のように記している。（読点は引用者がほどこした。）

一 談山神社鎌足公護王神社和氣清麻呂ヲ始メ楠新二卿（楠木正成、新田義貞のこと…引用者）其他古来国家ニ大勲功アリシ諸公ニ維新已来追々社号ヲ賜リ官幣社ニ列セラル。洵ニ盛世ノ美事ニシテ人心ヲ盛起セシムルモノ小少ナラス。而シテ近世ノ功臣ニシテ官祭社ニ列セラレシハ東照宮ヲ以テ始トス。謹按スルニ近世ノ功臣ヲ官祭社ニ列スルハ容易ノ其例ヲ聞ク可ラス。若シ輕ク其例ヲ聞クハ濫祭ノ弊ヲ生スルニ至ルモ計リ難シ。謹マシハハアル可ラス。然レ臣国家ニ大勲功アリ天下共ニ知ル時ノ功臣ヲシテ朝廷ヨリモ格別ノ御取扱アリシ諸公ハ仮令近世ノ人ト雖モ官祭社ニ列セラレ然ル可ク。即チ光圀卿ノ如キ真国家ニ大勲功アルハ萃世共ニ知ル所。且維新ノ始メ贈位ノ特典モ有之儀ニ付官幣社ニ列セラレ至当ノ儀ト存候。

一 光圀卿ヲ官幣社ニ列セラル、臣ハ豊栄神社大江朝臣元就ヲ官幣社ニ列セサル可ラス。元就朝臣ノ王室大勲功

アル国史ニ□□天下共ニ知ル所口。且維新ノ初メ豊榮ノ社号ヲ賜リ加之国家興隆御祈誓ノ為ノ御製ヲ納ラレタル等格別ノ御取扱モ有之事ニ付官幣社ニ列セラレ至当ノ儀ト存候。

一 照國神社源朝臣齊彬常磐神社合祭源朝臣齊昭此二卿ノ国家ニ勲功アル衆ノ具ニ譽ル所口。維新ノ始メ齊ク贈位ノ特典アリ。且照國明神ハ豊榮神社ト同ク御製ヲ納メラレタル等ノ御取扱モ有之事ニ付是亦齊ク官幣社ニ列セラレ可然儀ト存候

一 四卿薨去ヨリ今明治十五年ニ至ル迄ノ年数ヲ查勘スルニ左ノ如シ

元就卿元龜八年六月十四日薨 三百十二年

光圀卿元保十三年十二月六日薨 百八十三年

齊彬卿安政五年七月二十日薨 二十五年

齊昭卿万延元年八月十五日薨 二十三年

議者或ハ齊彬齊昭二卿年代稍近キヲ以テ嫌ト為スアランカ。之ヲ古例ニ倣スルニ菅公ノ薨去ハ醍醐帝延喜三年ニシテ朝廷ニ於テ祭祀ヲ設テ二社ノ数ニ入レクレシハ村上帝天曆九年ニ在リ。其間朱雀帝ノ朝ヲ經テ殯ニ五十三トス。即チ村上帝先々朝ニ薨去アリシ菅公ヲ五十二年ニシテ官幣社ニ列セラレタリ。齊彬齊昭二卿先朝ニ薨去アリテ二十五年若クハ二十三年ヲ經タリ。菅公ハ格別ノ社格ト雖モ其例モ比擬スルニ敢テ嫌ト為ス可キコトヲ見ス。況ヤ二卿ノ如キ先朝多事ノ時ニ方リ心ヲ皇室ニ盡シ忠勲昭々タルニ於テヤ。

議者或ハ亦齊彬齊昭二卿ノ官幣社ニ列セラル、ヲ見テ先朝ヨリ維新ノ朝ニ歴仕シ国家ニ勲功アリシ諸公ニ特典ノ及フヘキヲ論スル者アリトセンカ其論固リ理ナキニ非スト雖モ此類ハ別種ト為サ、ルヲ得ス。如何トナレハ古來朝廷ノ功臣薨去アリシ当朝ニ於テ官幣ニ列セラレシ類例ヲ見サレハナリ。

古來勲功アルモノト雖モ一國ノ政ニ力ヲ盡シ其事朝廷ニ関セサルモノハ是亦別種ト為サ、ルヲ得ス。

右二付豊栄神社元就朝臣常磐神社合祀光圀朝臣齊昭朝臣照國神社齊彬朝臣特典ヲ以テ別格官幣社ニ列セラル、ト雖モ他二影響ノ及フ可モ理由ナク又濫祭ノ弊ヲ開クノ恐モ無之ト存候。別紙参照書類相添意見開申仕候。…後略…

これをみると、別格官幣社は談山神社や護王神社、湊川神社、藤島神社のように「古来国家ニ大勲功アリシ諸公ニ維新已来追々社号ヲ賜リ官幣社ニ列セラ」れたものであること、そして近世の者（時代の近い者、同時代の者）を官幣社にまつることは東照宮以来なかつたことだが、誰を祀るかは難しい選択である。功ある者を誰彼なく祀ると濫祭になってしまう。しかしながら、「国家ニ大勲功アリ天下共ニ知ル時ノ功臣ヲシテ朝廷ヨリモ格別ノ御取扱アリシ諸公ハ仮令近世ノ人ト雖モ官幣社ニ列セラレ然ル可」として豊栄神社、常磐神社、照國神社を官幣社とすること、そしてその理由を列記している。齊彬や齊昭のように、没した時から列格されるまでに二三年、二五年という期間が短すぎないかという点については、道真は死んでから五三年で官幣社に祀られたことを古例として妥当性を主張している。そして、齊彬、齊昭の時代となれば、他にも国家に勲功ある諸公もおりこれらも祭祀すべきではないかという意見に対しては「古来朝廷ノ功臣薨去アリシ当朝ニ於テ官祭ニ列セラレシ類例ヲ見」ないという基準を立てている。これはつまり、明治時代に死んだ者は功臣といえども「当朝」（即ち明治時代）に官祭に列した例はないという基準を立てているのである。この基準によれば、梨木神社に祭祀された三条実美は当てはまらないように見えるが、実はそうではない。父親の実美は「先朝」（孝明天皇）時代に死亡し「当朝」（明治天皇）で祭祀され梨木神社が創建された。実美はここに大正天皇即位の時に合祀されており、実美が死亡したのは「先朝」（明治天皇）の時、祭祀されたのが「当朝」（大正天皇）ということになるから、この基準を満たしていることになるのである。この点でも靖国神社は例外的な存在であるといえよう。

加えてもう一つの基準「古来勲功アルモノト雖モ一国ノ政ニ力ヲ盡シ其事朝廷ニ関セサルモノハ是亦別種ト為サ、ルヲ得ス。」を明らかにした。つまり、官祭を受けるためには「一国ノ政ニ力ヲ盡シ」ただけでは不十分で、「朝廷ニ関セサルモノハ是亦別種ト為サ、ルヲ得ス。」、要するに「王事に盡力した」こと、「尊皇」「勤王」が重要であるということである。

このように見てくると、別格官幣社は極めて強い政治性とイデオロギー性を持つていることが分かる。それは近代天皇制を支える「忠臣顕彰」のイデオロギーの具現化であり、建武新政関係だけで全体の約四割を占めていることはこのことの表れである。また、照國、常磐、野田、佐嘉、福井の各社は明治維新に貢献した藩主を祭神としているから、「忠臣顕彰」の要素が強い。これら五社を足して一六社になる。さらに、唐沢山神社は平将門を征伐した藤原秀郷を祀っているわけであるから、護王神社・談山神社とあわせれば、別格官幣社の大半が「忠臣顕彰」の神社ということになる。靖国神社も当然この範疇に当然入るからその比率は全体の七割強になる。これらのことから、別格官幣社という社格は「忠臣顕彰」が中心軸をなしており、それを「可視化」したものであると考えられる。

筆者は今のところ、第四類型の天下人や藩祖を祭神とする上杉神社、東照宮（日光、久能山）、尾山神社、建勲神社、豊国神社などが「忠臣顕彰」の枠組みではとらえきれないと考えている。それは豊国神社のところでも明らかにしたように①一臂ヲ攘テ天下ノ難ヲ定メ上古 列聖之御偉業ヲ継述シ奉リ ②皇威ヲ海外ニ宣ハ数百年之後猶彼ヲシテ寒心セシム、③其国家ニ大勲ヲアル古今ニ超越スル者、つまり、天下統一、海外雄飛、国家に大勲功ある者、といった要素もあわせて組み込まれたものであった。これは言い換えれば、日本が「国民国家」からさらに「帝国」として「発展」していくロジックをも内包していたと考えている。しかもそれらが「宝運ヲ振起シ、萬世人臣之模範ト相成」つまり、「時の天皇の治世を盛り上げ、長く人臣の模範となる」と位

置づけられていることが重要である。「王政復古」した近代天皇制の下にあつては、「武威」を示し天下を統一し、「海外に雄飛」した信長も秀吉も家康も天皇にとつては臣下にすぎないから、彼らの功を特別に賞して、天皇の沙汰によつて国家的に祭祀した、ということをこれらの神社は表しているのである。

まして、本稿ではあえて検討から外した靖国神社には戦没した「臣民」たる一般の軍人や軍属などが祭祀されている。戦争は国家の意思によつて始められるものである。それは「開戦の詔勅」に見られるように天皇の意思に他ならない。天皇の意思によつて始められた戦争のために「臣民」が死んだ時、それを天皇の意思として祭祀するのは湊川神社をはじめとする別格官幣社の現すロジックを極限の状態で示すものであるといわなければならない。

以上をまとめれば、別格官幣社とは、列格の過程、事情、そこにあらわれた論理から考えて、「王政復古」＝「天皇親政」の復活の意味を「忠臣顕彰」を中心軸として、また天下統一、海外雄飛、国家に大勲功ある者の顕彰をもう一つの軸として具現化・可視化したものとして、国民に強くアピールし、近代天皇制にアイデンティファイさせる意味が強く込められた神社であつたということになる。

【註】

- (1) 『公文類聚』第六編・明治十五年・第五十九卷、七。なお、文中□□となつてゐるところは判読できなかった箇所である。
- (2) 前掲『明治天皇大阪行幸誌』七五頁。なお、『太政官日誌』第一八、橋本博編『維新日誌』第一卷、四六頁にも類似した文章が載っている。